

むつ市議会第213回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成24年9月14日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 8番 佐賀英生 議員
- (2) 24番 岡崎健吾 議員
- (3) 1番 上路徳昭 議員
- (4) 2番 横垣成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代監査委員	小	川	照	久	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
農委会 員会長	立	花	順	一	総務政策 部	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清次	郎
保健福祉 部	松	尾	秀	一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所	布	施	恒	夫
大畑庁舎 所	工	藤	治	彦	脇野所 舎	猪	口	和	則
会管総政理 出納室	大	橋		誠	選挙管理 委員会	氣	田	憲	彦
監査委員 局長	星		久	南	農委 事務局	山	口	勝	美

部課幹
 育会局長
 健部康課幹
 育会局校課事
 部民課査
 設木主
 員務課
 祉進
 員務育主
 生一ツ主
 建土総
 教委事総
 保福健推主
 教委事学教指
 民市久主

佐 藤 節 雄
 松 宮 康 則
 佐 藤 孝 悦
 祐 川 達 也
 加 藤 昭 広

舎設長
 部境課幹
 育会局校課任事
 育会局校課事
 務部課査
 庁建
 畑業
 大産課
 民環政主
 教委事学教主指
 教委事学教指
 総政総主
 生 策
 員務育主
 員務育主
 策務

坂 井 隆
 鷺 岳 彰 丸
 飯 田 一 彦
 館 村 徹
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

須 藤 徹 哉
 濱 田 賢 一
 石 田 隆 司

次 長
 主任主査
 主任主査

柳 田 諭
 小 林 睦
 村 口 一 子也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより佐賀英生議員、岡崎健吾議員、上路徳昭議員、横垣成年議員、東健而議員、村中徹也議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、石田勝弘議員、工藤孝夫議員、浅利竹二郎議員、大瀧次男議員の順となっております。

今日は、佐賀英生議員、岡崎健吾議員、上路徳昭議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） まず、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） おはようございます。8番、市誠クラブ、佐賀英生でございます。むつ市議会

第213回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

また、本日は演説の大家である川下八十美大御大の風調で回させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日9月14日は、私の49回目の誕生日でございます。どうしても本日一般質問したくておりました。順番を取りかえていただきました工藤議員には、心からお礼を申し上げます。

昭和38年は、東京オリンピック開催の1年前で、高度経済成長期の前期で、日本が大変盛り上がっていたと聞いております。東京オリンピックが閉会后、日本は本格的な経済成長を遂げ、以後約20年にわたる成長の後、バブル崩壊へと向かったことは周知のことと思います。

当世代も就職先は民間企業が大半で、公務員になったのは数えるくらいしかおらず、現在とは正反対の状況だったかと思えます。華やかかなりしころをもう一度という思いではございませんが、経済状況や雇用状況が好転して、国民や市民が暮らしやすいこの日本国、そしてむつ市をつくってまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、今回は3項目6点を質問させていただきます。

まず、1項目のいじめ問題についてでございますが、社会的にも関心が高く、今回の一般質問においても複数の議員が質問を通告しております。それほど深刻な問題だと捉えておりますので、答弁よろしくお願いいたします。

滋賀県大津市の中学校で起きた昨年10月の中学2年生のいじめによる自殺問題でクローズアップされました本問題は、現在も札幌の事件など連日報道されており、深刻な社会問題となっております。

大津市の問題は、単にいじめがあったというこ

とだけではなく、その後の学校の対応、教育委員会の措置、警察の処理の仕方が問題であり、社会的に批判もされました。一部の女子生徒から、いじめではないかと告発があったにもかかわらず、教師はいじめと認知せず放置しておいたということ、確かにいじめと悪ふざけという見きわめは簡単ではなく、この種の問題における一番の難題ではないでしょうか。

いじめか否かという認識は、被害者と加害者によって変わってくるものではあると思いますが、第三者の立場から見ても、立場や感受性によってはかなり違いが出てくるものと思います。

大津事件、また各種報道されている事件は、早期解決を図るとともに、身体的苦痛を緩和させるという点で学校、教育委員会を乗り越して刑事告発が多発しております。裏を返せば、被害者及び保護者も大変苦慮しているとともに、学校、教育機関に対する不信感のあらわれかとも思われます。いじめの域を乗り越して、暴行、暴力事件として捉えているわけでございます。

想像してみてください。中学入学のときに、少し長く着れるようにと大き目の制服を与え、ようやく制服が体に合ってきたときに、成長してきたときに愛する子供がいじめに遭って、親に心配をかけまいと秘密にしておき、ある日突然その短い生涯を自らが閉じてしまうという最大の悲劇を。このころの年代は、ある種成熟した大人とは違う死生観があることも想像できますが、死後の世界が美しいかのような思いがあるとは聞いておりますし、息子や子供たちからも聞いたことがあります。私は、あなた方が思っているほど死というものには美しいものではなく、ましてやいかなることがあったとしても、自らが命を絶つということは絶対にしてはいけない、また多くの人が悲しむということを子供に話したことがございます。

文部科学省は、5日、いじめ問題で学校や児童

・生徒を支援する専門の組織を全国200地域に設置することを柱とした総合的な対策を発表いたしました。これまでいじめ問題は個別の教育課題とされ、原則学校に対応させてきましたが、問題の深刻化に歯どめをかけるために、来年度予算27億円増の73億円を盛り込み対応すると報道されてありました。相談が急増している文部科学省の24時間いじめ相談ダイヤルや、学校をサポートするいじめ問題支援チームの設置、学校の相談機能強化のためのスクールカウンセラーの大幅増員も計画し、公立中学校は全校、公立小学校は65%に配置することを大きな柱としております。また、なかなか使われなかったいじめた子の出席停止制度も活用に向けた検証を始めながら行うということです。

いじめ問題は、学校や行政に任せっきりにするのではなく、以前みたいに地域社会も深くかかわっていくべきだと思っております。地域が自分の子供と同じような接し方をすべきだと私は思っております。

以上のことを踏まえ質問をいたします。

まず1点目といたしまして、むつ市においていじめに関する事案が報告されているのか。

2点目といたしまして、児童・生徒は、いじめがあった場合どのように報告できるのか。

3点目といたしまして、いじめなどの問題に対し、教育委員会は今後どのように関与していくのかを教育委員会委員長にお伺いいたします。

続きまして、水産振興及び産業振興についてをお伺いいたします。大畑町水産加工団地、以下加工団地と名称いたします。昭和52年3月に1期工事、建屋等16億6,000万円、汚水処理及び廃棄物処理施設5億7,800万円をかけて建設をされました。当時町内15の加工業者が加工、公害防止対策を共同で行おうと集結し、水産物産地流通センターという名称でスタートしたのでした。

当時国は、水質汚濁防止法を施行する前で、町内各所にあった加工場は住宅街にあったところもあり、においや騒音、多大な水を排水するなど諸事情により集結したのでございました。污水处理機は、当時1億円とも2億円ともかかるといい、設備できない加工業者が出かねないという状況の下で建設され、雇用の一元化、施設の集中、污水处理、廃棄物の処理など、当時としては国のパイロット事業として注目を浴びておりました。折しも当時は漁業が最盛期を迎えており、特にイカの水揚げが盛んで、水揚げが56億円にも届こうかというところで、町の予算規模にも匹敵するような金額を上げておりました。県民力も青森県1位となり、加工場の女工さんたちにボーナスとして100万円が出たと話題になったこともありました。

当時私は中学生でしたが、加工業はピークを迎え、浜にはイカがあふれ、漁船も30トン以上の船が100隻を超える最高の時代だと記憶しております。よき時代のときは何でもよいほうに向くもので、スポーツでも県内でも優勝したり、朝野球では町の部で青森県で1位になったり、すばらしい華やかな時期でございました。完成して間もない加工団地の製品の半分近くを生産していた業者が、取引先とのトラブルにより不渡りを出してしまい、業績が悪化していったのです。当時の加工数2万4,260トン、売上高315億3,700万円という県内屈指の企業体の半分が営業できなくなるということはどういうことか、想像にかたくないことと思います。現在は、4社が約300人弱の工員さんを雇用しながら運営しており、加工業のほうはどうかわかりませんが、冷蔵庫は順調に運営しているとのこと。現在においても、4社トータルとはいえ、300人弱の雇用を生み出している企業体はまれで、順調に推移していつてもらいたいと思っております。

現在6次産業という言葉、文言をよく耳にし

ますが、興味のない人にはさっぱりと思っておりますので、簡単に説明をさせていただきます。生産が1次産業、加工が2次産業、流通が3次産業。産業数を足して6次産業と名称しております。生産から流通まで行うという産業をつくっていかうという趣旨でございます。今後1次産業はそういう方向に向かっていかうかと思われている昨今、加工団地は大きな役割を果たしていくことと思われませんが、悲しいかな老朽化が著しく、施設を見ても明らかで、ハードの部分が心配されます。

市では、何かと加工団地に支援しておりますが、雇用先としての位置づけや外貨獲得、その位置づけを着目していただきたいと思っております。ましてやむつ市大畑町としての今後の発展は、漁業の再生と加工団地のあり方だと私は思っております。下北の水産物の30%の水揚げを誇り、水産性たんぱく質の供給に寄与している漁業界、外貨獲得とたくさんの雇用を生み出している加工業は連動性があり、1次産業の再生には不可欠なものでございます。

以上の点を踏まえ質問いたします。

まず、1点目といたしまして、大畑町水産加工団地をどのように考えているのか。

2点目といたしまして、今後の支援についてどう考えているかを市長にお伺いいたします。

3点目といたしまして、福祉政策についてお伺いいたします。シルバーコロシウム（仮称）計画についてお伺いいたします。私は、今から19年前に大畑町議会の末席を暖めさせていただいておりました時期がありまして、当時は同級生の親が3人おり、その3人を含め、全ての先輩に大所高所よりご指導をいただいたことは今でも忘れることができません。時には自宅で、時には居酒屋でご指導いただき、手に入らないような書物をいただいたり、貴重な資料を提供してもらったりと、本当に感謝の念にたえません。

19年という時間の長さは無情なもので、当時の先輩方の半分近くが鬼籍にお入りになっております。精いっぱい頑張り、精進していくことが先輩方に報いることと肝に銘じて努力してまいりますので、むつ市議会の諸先輩、そして同輩の皆様、よろしくご愛顧のほどお願い申し上げます。

さて、そのころより温めてまいりました構想の一つがこれでございます。当時はシルバービレッジ計画と称しておりましたが、もう少しコンパクトにしたほうがいいと考え、シルバーコロシウム計画と称したわけです。そのほかには、刑務所誘致計画、地下鉄建設計画と3点の構想を描いており、私そのものが想像をめぐらせ、一人にやにやしております。

先般、とあるメーカーが発表いたしました統計によりますと、おむつの生産が子供用と大人用が並んだと発表し、そこまで来たかと思いました。確実に少子高齢化が進んでいることと思えました。

皆さん、想像してください。コロシウムというものは、ちょっと戦うところかと思われるところがございしますが、そうではなくて、あの側を想像していただきたい。そこにシルバー世代の方々を、先達の方々を一気に集めて、暮らしやすいまちをつくっていく。そこは、円というものは出発点をずっといきますと、必ず到達点に当たるわけです。1周するわけです。角はありません。そこにこの今日のむつ市をつくっていただいた先達の方々に敬意を表してそういう施設をつくってまいりたい。宿泊施設があり、娯楽施設があり、病院もあり、そういうところにシルバーエイジの方々を一挙に集めて、今の幼稚園方式みたいな感じです。そういう方々を敬っていく。この下北というところは、ありがたいことに台風がそれたり、気候も大変穏やかでございます。先輩方をそこでしっかりと私たちが面倒を見ていく、そういう施設でござ

います。

コロシウムというと競技場という形でとられますが、ちょっと言葉の表現がなかったものですから、そういう表現をさせていただきました。

昔は城下町、三国志時代は一つの村が城壁で囲まれて、そこで生活をしたものです。例えば震災のときでも、30メートルの城壁をつくれば、そこは震災の拠点にもなり、円ですから、波がよけて皆行く。安全面、生活面、全てにおいてそういうものをつくって、先達の方々をしっかりと私たちが面倒を見ていく。いつかは行く道です。私たちが、そういうものをするのも責務だと思っております。

ますます進んでいこうと思われるこの高齢化、なるべくでしたら自活していただきたいし、また1人で生活していくような施策をとっていかなくてはいけない。そのためにも私たち議員、そして理事者がしっかりと面倒を見ていくという気持ちを持たなくてはいけない。

昔は、きちんと親を見るのが子の役目ございました。しかし、時代が変わり、核家族化が進んでいく中で、どうしても親と住めないという方々もたくさん出ております。しかし、私たちが現在ここにあるのは、親がいたからこそあるものでございます。そして、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、今日の日本をつくっていただいたシルバーエイジの方々に敬意を表するためにも、市長、そういうものをつくって行って、しっかりと私たちがシルバーエイジの方々を面倒見ましょう。以上のことを踏まえ、そういう考えがあるかをお聞きしたいと思います。

以上、壇上より佐賀英生、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答え

いたします。

まず1点目のいじめ問題につきましては、教育委員会から答弁を申し上げます。

次に、水産及び産業振興についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の第1点目、大畑水産加工団地をどう考えているのかについてですが、大畑町地域水産物流通加工センター、通称大畑水産加工団地は、昭和52年に15社から成る大畑町水産加工業協同組合によって操業開始されております。当初は、津軽海峡のスルメイカや沖合冷凍イカを原料としての加工品を主体として順調に操業しておりましたが、漁業資源の減少とともに、加工原料高、製品安等のため収益性が低下し、操業できないなどの事業者も続出し、現在は大畑加工冷蔵協同組合に加入している4事業者が操業している状況にあります。

現在の主力加工品は、ポイルホタテ、イカ加工品で、生産量は平成20年から平成22年の直近3年平均で約3,000トン、生産額は約15億円と伺っております。最盛期の生産量1万トン、生産額約200億円とは比較にはならないものの、現在もむつ市における水産加工の約50%を占めており、依然として地域の経済を支え、雇用を創出し、地域を活性化させる重要な役割を果たしていることに変わりないものと認識しております。議員ご指摘のとおり、老朽化が進んでいることは認識しておりますが、これまでどおり大畑加工冷蔵協同組合が管理運営していくべきものと考えております。

次に、ご質問の第2点目、今後の支援についてですが、水産加工業は地域を支える重要な産業であり、6次産業化、高付加価値化の観点からも商品開発やマーケティングなどのソフト的な支援、制度上の優遇措置など側面的な支援は必要ではないかと認識しております。また、現在大畑地区における水産業の健全な発展と水産物の安定供給、最終的には地域産業の発展を図るため産地

協議会を組織し、老朽化が進んでいる魚市場の整備はもとより、漁業の6次産業化も含めた議論を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第3点目、福祉政策についてお答えいたします。ご質問の要旨は、シルバーコロシウム計画についてですが、確かに議員が長年持ち続けてきた夢ということで、超高齢化社会を迎える未来像を意識した壮大なまちづくり構想ではあります。そういう意味では、構想の中にコンパクトシティ、シルバーエージ、さらには世代を超えた共生社会など今後のまちづくりのモデルとなるコンセプトが少なからずちりばめられていることは私も理解できないわけではありません。しかしながら、都市計画区域との兼ね合いなど法的な問題、さらには超高齢化社会と平行に加速していく超人口減少社会の到来を踏まえたと、夢の実現に向けてはかなりの高いハードルが待ち受けているものと考えます。

例えば福祉的な部分では、老人福祉施設を建設あるいは移管、移設するにしても、事は単純ではなく、介護保険事業計画、さらには介護保険料への影響などさまざまな課題があります。また、年金についても各種年金が一元化されるのかどうか、その支給額も含めて不確定かつ不透明な部分が内在しております。いずれにいたしましても、これらの課題はともかくとして、佐賀議員の夢に一步でも近づくよう、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりの形成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員のいじめ問題についてのご質問にお答えします。

まず、ご質問の第1点目、いじめに関する事案が報告されているかについてであります。いじめ

は、人格、人権を否定する行為で、あってはならないことだという認識を強く持っております。そのため、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識するとともに、適切で迅速な対応と日常の予防に努めることが必要となります。

本市においても、いじめをなくす指導と啓発を進めてきたところですが、過去5年間でのいじめに関する事案につきましては、平成19年度は小学校で4人、中学校で5人、平成20年度は小学校で3人、中学校で4人、平成21年度は小学校で1人、中学校で4人、平成22年度は小学校で1人、中学校で3人、平成23年度は中学校のみ2人、今年度は4月から今日の時点までにおいて、中学校2人と報告されており、年々減少傾向にあります。

これらの報告は、各学校において日常観察等で教員側が発見することと、児童・生徒側からの訴えや報告などで早期発見と早期対応に努めていただいた中で、いじめと認識されたものを適切に報告していただいたものでございます。

次に、ご質問の第2点目、児童・生徒からの報告はどのようになされているかについてであります。各学校において、児童・生徒がいじめ等の悩みや不安を意思表示する手段として次のような方法をとっております。

1つ目は、いじめ等のアンケート調査の実施であります。いじめを受けていることの有無やいじめを目撃したことの有無などについて、児童・生徒のプライバシーやプライドに配慮したうえで、学期に1回程度アンケート調査を実施しております。

2つ目は、教育相談の実施であります。児童・生徒と学級担任等が定期的に個別に面談を多い、いじめ等の悩みや不安を直接教員側へ伝える場となっております。

3つ目は、学級生活満足度調査、Q-U検査の

実施であります。これは、市販の検査用紙で行うものですが、規定の質問項目に回答することで、児童・生徒の学級生活の満足度をはかろうとするもので、孤立傾向や人間関係のつまづきなどを把握する有効な手段の一つとなっております。

次に、ご質問の第3点目、教育委員会はどのように関与していくのかについてであります。教育委員会といたしましては、児童・生徒のいじめ等のさまざまな問題の予兆を見逃さないために、また学校と家庭、地域、教育委員会を含めた関係機関との協力、連携強化を図るために各学校へ教育相談支援員やスクールカウンセラーを派遣するとともに、いじめ等の悩み事に対応する相談の窓口であるむつ市教育相談室を設置するなどの対応をしているところです。

また、平成19年度より、先ほど申し上げましたQ-U検査を各学校に実施していただいておりますが、当初は中学校1年生のみでの実施でしたが、平成22年度より小学校5年生から中学校3年生までに拡充して各学校に実施していただいております。この分析結果も活用して、一層の児童・生徒理解に努めていただいているところです。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き各学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） まずは、順番どおり1番目から、いじめ問題からいきたいと思うのですが。

いろいろなされていることはるお伺いいたしました。教育長、さっきの中でアンケート調査という部分があったのですが、これはまず第1点目として、アンケート調査は全学校で行われているのか。そして、その頻度は。そして、そのアンケート調査の内容というのは、全部同じ設問で行わ

れているのか、この3点だけをお伺いしておきます。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、アンケート調査でございますが、昨年からことしにかけての文部科学省での調査で把握したところでありますと、中学校2校を除く全ての小・中学校で実施をしております。おおむね学期に1回ということでございます。そして、その中身については、担当からお伝えをしたいと思います。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（室館幸一）

アンケート調査の中身なのですけれども、中身につましては、学校規模に応じまして記名、または無記名というような形に分かれておりまして、その中で子供たちに、具体的にはどのようないじめがあるかないかというようなことを直接問うような設問、例えばいじめの様態について、無視されたり、からかわれたりとか、ふだんの日常生活にかかわるような部分、それから生活の指導にかかわるような部分ということにつきまして、個別にそれぞれの学校が内容を工夫してつくっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） まず、アンケートの仕方といえますか、その学校ごとに違う案件をしたら、まとめるほうの先生方、例えば教育委員会に来たときにどういう基準で決めることができるのかと私は不思議に思います。その学校の聞き方、設問の仕方によって、やっぱり違って来るわけです。同じ設問を全部の学校ですることによって、教育委員会がそれを見るときに、基準がしっかり皆同じですから、わかりやすいではないですか。設問が違ったら、その学校のやり方というのがあるかもしれませんが、その学校の聞き方、設問、文言に

よって捉え方が違って来ると思うのです。

それともう一つ、アンケートは私の考えでございますが、定期的に毎月やるのが喜ばしいのではないかなど。というのは、学期ごとに1回というのは、3カ月や4カ月があるわけですよ。その間にあるかもしれませんし。毎月アンケートをとることによって子供たちが安心するのだと、本気でやってくれるのだと。それにいじめているほうは、ああ、毎月やられていると、そのうち出されるのだとか、定期的にやることによって、1カ月に1回やることによって安心感と子供たちの抑制にもつながると私は思うわけです。何となくそれではおざなりでやっていますよと、既成事実をつくっているだけにしか私は思いませんが、その点はいかがでしょう。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、児童・生徒へのアンケート調査でございますが、いじめの事実を早期に発見するということが大変有効な手段の一つであるということ間違いございませんし、ただいま佐賀議員のご指摘のとおり、短いスパンでアンケート調査を実施することは、常日ごろから児童・生徒にいじめを意識させることになり、予防のために大変有効であろうというふうには思います。ただ、小学校、中学校の違い、そういう校種の違いや学校規模、それからさらにはその学校を取り巻く地域の環境等により、頻繁にその実施する必要性が低い、または頻繁に行うことで日常生活の言動に過敏になり過ぎて、何事にもいじめに結びつけて考えてしまうなど、児童・生徒や保護者の人間関係にデメリットが生じる可能性もあり得るといふふうに思いますので、実施方法については各学校の実態に合わせて、そしてそのアンケートの内容も実態に合わせて適切に実施するよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（室館幸一）

設問の内容について、もう少し詳しくご説明したいと思います。

まず、各学校ごとに設問の内容がばらばらであれば、それでは有効な手段とは言えないのではないかなというようにお話でしたが、一応基準がございまして、1つは、「いじめの様態につきまして、まず冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるということはございませんか」というのがあります。それから、「仲間外れ、集団による無視をされていることはございませんか」というのが2つ目あります。それから3つ目、「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりすることはございませんか」、4つ目、「ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりすることはございませんか」、5つ目、「金銭をたかられるということはありませんか」、6つ目、「金品を隠されたり盗まれたり、壊されたり捨てられたりすることはございませんか」、7つ目、「嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすることはございませんか」。それからまた、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるということはありませんか」、その他、というようなことで、これは毎月、学期ごとに教育委員会に報告していただく内容に含まれていることなのですけれども、この基準を踏まえたうえで各学校がきちんとアンケート調査をしていただくということになっております。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ある程度アンケート内容というのは、文言は違えど統一的な設問をしているということで、大変わかりました。

さっき出ましたが、次に質問しようと思ったの

ですけれども、パソコンというよりもネットで、ネットというか、携帯電話で学校裏サイトというのがあるかと思うのですが、そのほうは教育委員会では把握しているか、もしくはチェックをしているかをお伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ネット等によるいじめ等の誹謗中傷というのは、これまでございませんでした。ございませんといいますが、把握していないということでございます。ネット等では個人情報の流出がございまして、各学校で個人情報が悪用されてしまう危険性を本人へ指導する。あわせて保護者へも家庭における管理監視をお願いするというふうにしております。むつ市教育委員会では、平成22年度からサイバーパトロール事業におきまして、各学校へそういう個人情報の流出ということで情報提供した例は延べ74件になっております。これは、弘前大学からの提供が70件ございましたので、市独自でというのは4件ということでございます。

最近では、会員交流サイトの移行なのか、なかなか市のサイバーパトロールでは実態をつかめないところがあるなというふうなところが現状でございまして。しかしながら、サイバーパトロール事業を行っていることが各学校に、また生徒、児童等に周知されてきていることが、いじめ等の事案が今までネット上で発生していない理由かなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。弘前大学の、私もいささかPTA経験があるものでございますから、そちらにはいろいろ勉強させていただいたわけです。

私は、子ども会ですとかそういうものを以前やっておりましたので、議員になってから全ての役

職はやめさせていただいたのですが、子供たちと接する機会が大変多うございました。そうすると、子供たちから聞くわけですが、何かそういうネタがないかと。そうすれば、子供たちは教えてくれるわけですが。もっと甚だしいのは、子供たちが喫煙風景だとか飲酒風景のところまで写真でアップされているのを見させていただいたことがあります。特に、ありがたいことに女子生徒。女子生徒というのは何でも教えてくれるわけですが。私もかなりそのおかげで子供時代は廊下に立たされたり、先生に頭をこづかれたりして大変な目に遭った経験がたくさんあるのですが、女子生徒というのは正義心が強くて、そして不潔なものが嫌いですから、暴力やいじめというのは不潔で、女子生徒がいろいろ教えてくれるわけですが。そこにきちんと教師の人たちが耳を傾けてやる。そういう探すという点、それは決してちくりですとか、そういう嫌らしい意味ではなくて、もっと子供たちと接触さえ持てれば、いろんな情報を入れてくるわけですが。ですから私は、そういう情報ですとか何かのものを大切にさせていただきたいですし、先生方と生徒のコミュニケーションをもっともっと密にさせていただきたいと。

先生方というのは勉強が大変優秀で、私どもみたいなドロップアウトしたのと違って、大変勉強になる大切な人です。

(「私だけでいい、私でいい」の
声あり)

○8番(佐賀英生) 私。ただ、このいじめの問題に関しても、いじめたこともない、いじめられたこともない人たちが集まって、俗に言う、大嫌いな言葉ですが、学識経験者の皆さんが集まってかんかんがくがく机上の議論をするわけですね。私は、例えばそういうものの勉強や会議をするときは、そういう方々が入ったほうが、より生産性を高めるものになるのではないかなと。確かに弁

護士の先生ですとか、警察官ですとか、経験はたくさんあると思います。がしかし、その心理まではそういう方々というのはほとんどの方が経験していないのではないのでしょうか。

そこからいきますと、話は戻りますが、例えばネットのものでも、さっき言った、子供たちはその裏裏をかいていくわけですが。裏裏というのは悪い意味ではなくて、そこが見つからないで、そっちにはすばらしい知恵を使っていくわけですが。ですから、そういうものを発見していくためにも、ついこの間もそういうのを私は見させていただいたのですが、そういう子が、誰とか、そういうのはいえませんが、そういうのをやっぱりもっともっと先生と生徒が密になるような雰囲気をつくっていく。

そして、いじめ問題というのは、あった学校が恥ずかしいことではなくて、見つけた学校がすばらしいというような、僕はそういう発想をしてもらいたいと思います。なるべくだったら隠蔽体質ではなくて、そういうものがあつたのだよと報告できるような学校のほうが、よくぞ見つけていただきましたと、そういうような方向で学校に指導させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(山本留義) 教育長。

○教育長(遠島 進) まず、いじめをなくするにはということで、どういう指導があるのかといったようなことを考えた場合に、まず最初はいじめは絶対許さない、いじめは絶対にしてはいけないのだということをメッセージとして子供たちに伝えることが大事だと。そして、いじめを許さないような学級生活といいますか、学級集団をつくるのが大事だと。そのいじめを許さない学級集団というのは、まず子供たち同士が信頼し合わなければいけないわけですが、その信頼のもとになるのは、教師と子供の信頼がまずあって、それを通

じて子供たちの信頼を醸成していくということが最も大事なことだろうというふうを考えているところでございます。ぜひそういうふうないじめをなくすために、さらにそういう学校づくりのために指導していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） あと教育部門のいじめ問題のほうは最後の質問にしたいと思いますが。

子供たちの、いじめというよりも暴力ですね、もう、身体的苦痛を与えるということは。これについての教育方法といいますか、指導はこれを今後していくものがあるのか。

それともう一つ、中学の2年生のころとなりますと、小学校の5年生、6年生のころは大変成績いいのですが、中学2年というと、がたっと下がるわけですね、統計上も、そして全体的にも。このころというのは、特に微妙でございまして、死生観、死というものが何となく美しいものなのか、そういうメンタルな部分が出てくるわけです。僕も結構うちの子を初めいろんな子と話をしますが、死というものに何か華美なものを想像している。私は、死んだことがありませんので、子供たちにそういうことを伝えることはできませんが、死んだら戻ってこないということ、そして多くの人が悲しむということをしかりと教える教育も必要かと思うのですが、その暴力的なものがよくないということと死生観ということの教育は、今後どのように考えていくかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 議員おっしゃるとおり、いじめというけれども、まさに暴力だと、犯罪であるという認識であります。したがって、いじめというと、何か悪ふざけだとかそういったイメージ

で軽く捉えることがあるのかなと、そういうことがあってはならない、暴力はもう絶対に許さないということを強く指導していきたいと。

今回大津市の問題については、警察の介入というふうなことがあったわけですがけれども、いじめがあれば、そういう介入をお願いするというのではなく、その対応によっては、例えばこれはもういじめというよりは暴力、犯罪だというような場合には、そういう外部の機関の協力も得ながら強力に指導していきたいというふうに思っているところでございます。

次は、死生観でございましょうか。今回の大津市の事件で、自殺をすればいじめをした生徒に復讐ができると、こういうふうなことを簡単に考えて自殺というのが広がることを大変危惧をいたします。自殺、死んでしまえば終わりなのだとすることをとにかく子供たちには訴えていきたいし、一人一人を大事にする教育というのは、1人を、自分をまず大事にして、そして自分を大事にするということは、人も大事にすることだと、そういった考え方をぜひ子供たちに植えつけていきたいものだというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） いじめ問題については、これがよしという特効薬はないというのが現実かと思えます。また、それぞれの事例によってはいろいろあると思いますので、なるべく、なるべくというよりも、もう未然に防ぐのだと、ゼロにするのだと。これは、大人も悪いのです。必ず最後に言う言葉、「いじめというのはなくなるな」と。なくすという方向で何とか指導していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

続いて水産加工及び産業振興についてなのですが、やはり大畑というのは、大畑のことばかり言って大変恐縮なのですが、こう考えますと、やっ

ぱり水産なわけでございまして、市長はその後加工団地に行ったかどうかわかりませんが、余り環境もよくない、見てくれもよくない、衛生面に関しても、若干疑問のあるところがあるわけでございます。今細々ながらも頑張っている、そしてまた雇用もかなり生んでいる、そういうところでございますので、今後、援助ではなくて、あらゆる形での支援が必要かと思えます。支援というのは、知的なものであったり、金銭も一部絡むかもしれませんが。

今下北ブランド研究所があります。そして漁港、港も今一生懸命頑張って、知恵を寄せ合って若い人たちが、今コンパクトないい漁港をつくらうというふうに努力してワークショップとかやっているみたいですが、それと僕はこの加工業というのは連動性があると思えます。以前私は前職のときに、当時川端町長でございました、下北で産業の分割化を図ったらいかがと。例えば大畑だったらイカを裂いてつくっていく、大間町だったらマグロをやっていくと。専門的なものでつくってトータル的な下北はどうですかと言ったら、「その土地のことですからできません」と、軽くばっさりやられましたけれども、それくらいの覚悟で臨んでいかないと、その産地、産地は育っていかないのではないかと。

今ナマコのほうも大畑町漁協はやっているみたいですし、ホタテは川内ですとか、脇野沢はタラとか、そういうものをつくっていくことによって漁業者が少しでもそれなりの所得を得て後継者が育つような環境づくり、そういうものが大切かと私は思っております。

今漁港と下北ブランド研究所と、そしてこの加工業の連動性について、市長は今後において、これは早急にあすあさってできるものではないし、二、三年後にできるわけではありませんが、その連動性については市長はどのようにお考えをお

伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大畑地区の加工業、先ほど壇上から佐賀議員がお話のように、往事のすごい生産額、そしてまたその活況の様子、その部分がしっかりと伝わったわけでございます。その後さまざまな事情で、これは単に大畑地区のみならず、全国各地の加工業、そしてまた水産基地、そういうふうなものが非常に衰退をしているというふうなことは私も承知しております。

かつては、青森県の水産業500億円、トータルで超えておりました。平成23年度では、それを割った。そういうふうなことも伺っております。さまざまな形で、さまざまな自然環境の中で、そういうふうに1次産業のうち水産業が衰退をしてきているというふうなこと、これはやはり自然に負うものがあるというふうなことはご認識のとおりだと思いますけれども、私もそういうふうに思っております。

そこで、では何を今度していくのかということ。この部分においては、下北ブランド研究所、これとのやはりコラボレーション、これが必要であると。そしてまた、単にイカ、そしてまたホタテ、ナマコ、タラのみに頼らず、さまざまな形の水産資源、これを新たに育てること、そして見つけること、そしてしっかりと下北ブランド研究所と連携をとって商品化していくというふうな体制、そのことによって芽生えが出てくるのではないかなと、こういうふうに思います。特に大畑地区では、二十数年前から取り組んでおりました海峡サーモン、非常にブレイクしたものと、物がもう足りない状況になってくる、年末の段階になりますと。そういうふうなこと、その部分においては手前どもとしてもしっかりと網の強化とか、さまざまなイベントへの参加とか呼びかけだとか、そういうふうなことをいたしております。そういうふうな

形での下北ブランド研究所との連携、これは重要なものであると、このように認識をいたしております。現在この下北ブランド研究所では、海峡サーモンの商品群だとか、イカ墨入りのイカ飯だとか、スルメイカのみそ風味一夜干しとか、ホヤのみそ漬けだとか、そういうふうな形で大畑の加工業に対してさまざまな提案をしておるわけでございます。あとは流通をいかに太くしていくのか。これは、私は常日ごろ「むつ市のうまいは日本一」と唱えておりますので、そういうふうな中でしっかりと育てていく必要があると思っております。

きょう、この本会議場に於ける会議室の中で、ある漁協が産業政策課と協議をいたしております。その内容を今ちょっとのぞいてきましたら、新商品開発というふうな形。これは、ある漁協と申しますと、3漁協協議会ですけれども、川内、脇野沢、むつというふうな形での3漁協協議会というふうなものが新商品、非常に積極的に取り組んでおりますので、そういうふうなところの裾野を広げていって、商品をいっぱい開発して、そしてそのいっぱい開発する中でブレイクさせる。これは、消費者の動向にもよるわけでございますので、この部分にこれからも取り組んでいくことによって大畑地区、下北ブランド研究所との連携、これも深めていって商品を開発していって、多様化しておりますので、その嗜好が多様化している中でどういうふうなものがということも研究をしていってコラボレーションを深めていくと、こういうふうな思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。そのような意気込みをおっしゃっていただいて大変心強く思っております。

市長、私は今年4月になると東京で水産庁の協議に行っているわけなのですが、築地も必ず見てくるわけです。そうすると、だんだんもう

場外という、市場を通さないで売るといふものが出てきております。俗に言う自家消費という名目のところもございまして、そういうものも広がってくるかと思われまして。そういうときは、今は頓挫しておりますが、私が漁協にお世話になっていたときに、漁協の統廃合という時期もありました。当時は平成5年から平成7年、平成10年にかけての時期なのですが、金融のビックバンというものがありまして、自己資本比率を高めなくては行かないと。赤字のあった漁協は、自己資本比率を高めることによって存続するといふものがございまして、今もやっていただいている国債を買って、その果実運用を組合に、当時は大畑と八戸だったと思うのですが、そこに利益を入れてもらうと補助してもらっているというシステムなのですが、そういうものがございまして、大変漁協といふものが弱体化をしてきているわけでございまして。ただ、今後、ではそれが統合していくか統廃合、統廃合という言い方はよろしくないかもしれませんが、一緒に力を合わせて一つのものにして、市場を一つにして、HACCPをつけていただくとか、衛生管理をしていくといふのは、これは今後の話になるかと思っておりますが、そういうときに市としては、そこに関与していくのかという点、まずそれ1点と、加工場といふものをつくっていくときに、水産物、ただ、今揚げて、それを2次加工とかという感覚なのですが、私はもっと今後において、これは業者さんが決めることではしょうけれども、例えば缶詰でもいいし、例え話ばかりで大変恐縮なのですが、レトルトカレーをつくってもいいだろうし、いろんなものが考えられると思えます。加工団地といふのは、そういうところまで僕は広げた考え方をしてもいいのではないかなど。

ひところ実際にあった問題ですが、私のところに、加工団地の1棟を借りて缶詰工場をやりたい

という東京のほうから来た方がいらっしゃいました。結局それは資金の問題とか施設の問題で頓挫したわけですが、そういう加工というものが今現在の私たちのイメージしているものではなくて、もっと裾野の広がった幅広いものまで考えられると思うのですが、その点については市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 弱体化している漁協、この部分については、私もその部分については全体的な部分でも理解をしております。西海岸のほうでは、津軽の西海岸のほうなのですけれども、そちらのほうでは漁協の合併に向かっているというふうなことも聞き及んでおります。では、当市はどうなのかといいますと、県内でも漁協の単位とすれば、数とすれば非常に多うございます。この部分においては、ひとりやはり漁協の判断によるものと、このように思います。

しかしながら、先ほどお話をしましたように、むつ、それから脇野沢、川内というふうな形で3漁協協議会というふうな形で商品を開発するか、物流に対応するか、需要に対応して供給をまとめてさまざまな部分でコストダウンしていくと、そういうふうなことが今始まったばかりでござります。もうできて、今3年になりますか。そして、積極的にさまざまな形の中でフェア等に参加し、会津若松市の隣の磐梯町の道の駅にも出店をするというふうな形で、そしてそこで売り上げを1,000万円以上今稼いでいるというふうなことも報告を受けております。そういうふうなさまざまな形の中で、急に合併とかというふうなことで、やはりそれぞれの単位漁協のご事情もあるわけでございますので、そういうふうな氣質をまず一つにしていくというふうな、そしてそこにメリット性があるというふうなこと、そういうふうなことを研究をしてもらおうというふうな形、これか

らの話、それからの話ではないかなと、このように思います。行政として一緒になれとかと、こういうふうなことはなかなかこれはできるものではないと思いますし、この部分においてはそれぞれの漁協さんの考え方。しかしながら、その道筋をつけていくというふうなことは一つの手法としてはあり得るものだと、このように思っております。

2つ目の加工の部分なのですけれども、非常に詳しい佐賀議員からの缶詰だとか何とかというふうな形ありましたけれども、果たして缶詰が今市場に出回っているかと、こうなると、これは輸出のほうが多いのではないかなと思います。加工の部分では、やはり最近話題になってきているのは、骨が抜かれて、そしてすぐ食べられるとか、そういうふうなさまざま加工の手法も日進月歩というふうな形で進んでおると思います。そういうふうなところもやはり強くアンテナを張って、漁協がアンテナを張り、そして下北ブランド研究所とコラボをしていって、そして商品化していくというふうな体制が望ましいものと、このように思っています。

加工は非常に裾野が広がってきておると、このように思います。しかし、爆発的な部分、そういうふうな需要というふうなものはなかなかこれは急にはできないと思います。時間がかかると思いますし、嗜好が広がっておりますので、そういうふうな部分をやはり研究していかなければいけないものと、このように認識をいたしております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 大変ありがとうございました。あと2分しかございませんので、あれですけれども。

本当は、3番目のシルバーコロシウム計画に行きたかったのですが、時間の都合上もありましてなのですけれども。

ある程度、夢という言葉は余り好きではないのですけれども、あえて夢と使わせていただければ、政治にもある程度夢があってもいいのではないかなど。私は、毎年毎年この誕生日のときには、少しずつ夢を語っていきたいと思いますので、ふだんはきちんとした質問をしますが、きょうもきちんとした質問なのですが、そういう壮大なる計画を言うのもいいのかなど。理事者にはなれませんので、こちら側から好きなように、好きなように毎年言わせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

終わります。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（山本留義） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。24番岡崎健吾議員。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） おはようございます。川内町の岡崎健吾です。むつ市議会第213回定例会に当たり一般質問を行います。

去る7日、多くの重要法案を処理できないまま国会が閉会いたしました。衆参両院議員の定数削減など、身を切る改革は持ち越され、2012年度、予算執行に不可欠な公債発行特例法案は廃案となりました。次期衆議院選挙をめぐり解散総選挙をおくらせたい民主党と、早期解散を求める自民党の党利党略が優先された結果であります。政局を

優先し、懸案先送りを繰り返すこの状況は、政治の怠慢と言われても仕方ないのであります。しわ寄せを食うのは国民なのであります。

このような中、この夏の甲子園、光星学院高校の活躍は、大変見事でありました。決勝まで勝ち進んだ光星学院高校ですが、惜しくも悲願の東北勢による全国制覇はできなかったものの、県民に多くの感動と勇気を与えてくれました。3大会連続準優勝は、まるで奇跡のような快挙であり、県勢悲願の大旗は決して夢物語ではないことを証明してくれました。光星学院高校の活躍ぶりは、本県の高校球児に大きな刺激となり、私の望みである下北から甲子園もまた夢物語ではないと強く感じたところであります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、定住促進対策についての質問の1点目、都市との交流についてお伺いいたします。近年過密化して自然が失われてきた巨大都市の人たちのふるさと志向、自然志向という自然とゆとりのある地方を求める傾向が強まってきております。その理由として、東京圏域の地価高騰、住宅難、通勤難などの中で東京は住みにくい、できれば東京を脱出して自然とゆとりと安らぎのある地方に住みたいという気持ちが高まってきたことが背景にあると思います。

定住促進対策の一つとして、例えば地域に眠る空き家や廃校などの情報をインターネット等を活用して、都市住民への積極的な情報提供も必要と考えますが、これについて市長はどのようなご所見をお持ちなのかお伺いいたします。

定住促進対策についての質問の2点目、山村留学についてお伺いいたします。山村留学とは、ご承知のとおり都会の小学生や中学生が長期間にわたって親元を離れ、自然豊かな農山漁村で生活することです。山村留学には、夏休み、冬休み、春休みを利用した者を短期山村留学、1年間

単位で実施する長期山村留学の2つがあります。山村留学は、昭和51年、長野県八坂村で財団法人育てる会によって始められ、現在はさまざまな形の山村留学が全国各地に広がっております。山村留学では、他人とのかかわり、地域とのかかわり、自然とのかかわり、そして食べること、得ること、働くこと、学ぶこと、つくることなど、自分の生き方や人間的成長を促すあらゆる学びの要素が混然とちりばめられております。日々の暮らしは生きる基本を学ぶためのすぐれた学校だと思えます。暮らしの持つダイナリズムを改めて学習素材として捉え直していくことで、心の豊かさや生きる力を育てていけるものと考えます。

全国的にもそうではありますが、むつ市においても少子高齢化や人口減少への対策が課題となっておりますが、これを食いとめる手段の一つとして山村留学を積極的に推し進めるべきと考えますが、現在教育委員会ではこの制度があるのかどうか、また山村留学についてのご所見をお持ちなのかお伺いいたします。

交通問題についての七戸十和田駅へのバス運行の現状についてお伺いいたします。東北新幹線七戸十和田駅からむつ市への二次交通として東北新幹線全線開業に合わせ、平成22年12月4日から平成23年3月までバス交通事業者2社が1日2往復試験運行として直通バスを共同運行してきております。平成23年4月からは、これまでの利用実績を勘案し、市がバス交通事業者2社に対して補助金を支出しながら、何とか運行を続けてまいりましたが、利用者低迷により11月30日をもって試験運行を終了しております。その後は、新たな交通事業者がシャトル便を運行して現在に至っておりますが、このシャトル便についても運行当初はそれなりの利用者があったものの、最近では利用者が減少し、今後の運行継続が非常に危ぶまれている実情ではありますが、この厳しい現実について、市

長はどのようなご所見をお持ちなのかお伺いいたします。

教育についての質問の1点目、立志式についてお伺いいたします。立志式は、日本古来の教育文化とも言える元服に倣い、14歳の中学2年生のときに社会の一員としての自覚を持ち、将来に向けて志を立てて自立の第一歩とするものであります。また、一説には孔子の論語「吾十五にして学に志す」に由来されているとも言われております。現在立志式は市内の中学校では実施されておりましたが、過去には実施していた中学校もあったと聞いております。子供たちが将来に向けて夢や志を育ませ、自覚を持って生活していく態度を身につける手だての一つとして大きな教育的意義を持つものと考えます。

子供たちが社会や人とのかかわりの中で自分自身を振り返り、しっかりと将来を考え、夢や志を立てる機会となる立志式の開催は大きな意義があり、20歳の成人式がより有意義なものになるのではないかと思います。立志式を市内の全中学校で開催することにより20年、30年先のむつ市の発展につながる人づくり教育ではないかと考えますが、立志式についての教育委員会のご所見をお伺いいたします。

大リーグニューヨークヤンキースのイチロー選手は、10年前にシアトルの小学校で約370人の小学生を前に講演し、「28年間生きてきて、ただ1つ言えること、それは目標を持つことです」と言ったそうです。また、有名なクラーク博士は「少年よ大志を抱け」と言い、教え子の中から内村鑑三や新渡戸稲造たちが育ちました。私は、この志を持つということの大切さについては、どんなに主張してもし過ぎではないと思います。

教育についての質問の2点目、児童・生徒の肥満についてお伺いいたします。去る7月に文部科学省は、平成22年度全国体力・運動能力、運動習

慣等調査を公表いたしました。この調査によると、青森県の子供たちは男女とも身長、体重は全ての年齢層で全国平均を上回り、大きな子供が多いことがわかりました。しかし、その反面、50メートル走や立ち幅跳びなど、走ったり投げたりする運動能力は残念ながら立派な体格の割にはそれほど高くありませんでした。また一方で太り過ぎな児童・生徒も多く、高肥満度児童・生徒の割合は小学5年男子と中学2年女子が全国で最も高いという調査結果が出ております。肥満傾向児の割合が高い青森県の中でむつ市の児童・生徒の健康状態はどのような状況にあるのかお伺いいたします。

教育についての質問の3点目、弁当の日についてお伺いいたします。これは、子供たちが自分でお弁当をつくって学校に持ってくるという取り組みです。何をつくるかを決めることも、買い出しも、調理も、そして弁当箱に詰めるのも、片づけまで子供たちが行います。子供たちがつくった弁当について、親も先生も、そのできぐあいを批評も評価もしないという約束事があります。学校給食が普及する今日、あえて児童・生徒に弁当をつくってもらい、給食にかえて弁当の日という試みが現在全国的に広がりを見せております。2001年に香川県で始まってから10年余になりますが、ことし6月現在で全国47都道府県1,020校で取り組まれており、公立の小・中学校を中心に国公、私立を含め高校、特別支援学校、大学にも広がりを見せております。

食育には健全な食生活の実現、食文化の継承、豊かな人間性の醸成など、教育効果が期待されます。教育は、実践内容が重要であり、具体的に推奨したいのはこの弁当の日の取り組みであります。

しかし、一方で朝夕親が調理しないとか、朝食を食べさせないで子供を送り出す家庭が少なくない現状の中で、学校給食への依存を高めているの

ではないかという懸念も承知しております。

子供が弁当をつくる弁当の日については、最初は多くの学校で親や先生方の反対が少なからずあったそうですが、朝早く起きて弁当をつくることで、親もいろいろなことに気づき、子供への食育を超えて家庭生活における親子のきずなや基本となる生活習慣の規律を見直し、再認識する契機となるのではないかと思います。この弁当の日について教育委員会がどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

最後に、いじめ問題についてお伺いいたします。昨年10月、大津市で起きた中学2年生のいじめと見られる自殺事件は、もはや単なる一つの市や県の問題ではなく、全国の保護者の方が強い関心を示している社会的事件となっております。その原因として、いじめが疑われている子の問題は、滋賀県警が暴行容疑で生徒が通っていた学校や教育委員会を家宅捜査するという刑事事件に発展いたしました。当然ではありますが、学校や教育委員会の臭い物にふたをするようなずさんな対応に根強い批判が高まっております。今必要なのは、実態の究明に全力を尽くし、自殺の真相と対応の問題点を全て明らかにすることです。大津市の問題は、決して対岸の火事ではありません。

2010年度に県内の小・中・高などで確認されたいじめは818件に達しております。このような状況の中、文部科学省は去る7月に全国の公立小・中学校を対象にいじめの実態を把握するため緊急調査を各教育委員会に要請いたしました。いじめ問題は、早期発見、早期対応の基本となる実態把握が一番重要であることは言うまでもありません。むつ市教育委員会においても、各学校において調査し、報告したものと思っておりますが、むつ市においてはいじめ問題が現在どのような状況にあり、どのような対策を立てているのかお伺いいたします。

今回は、「こどもは地域のたからもの」という市長と同じ思いのもとに、むつ市の子供たちによりよい環境の中で、そしてより充実した教育を学んでほしい、その1点から教育を中心に一般質問させていただきました。教育委員会には前向きな答弁をお願いいたします。

最後に、9月4日に開催された県高校英語暗唱弁論大会創作の部で大湊高校川内校舎1年の赤松大吾君が第1位に輝きました。校舎と名のつく小規模校で初めての快挙ということであります。本人の努力もさることながら、むつ市教育プランにのっとったこれまでの先生方のご指導のたまものだと思います。

以上で壇上からの一般質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策についての1点目、都市との交流についてであります。青森県企画調整課が昨年8月にまとめました東京都、神奈川県等の首都圏に住む20代から60代の男女を対象とした田舎暮らしに関する首都圏アンケート調査レポートによりますと、田舎暮らしをしてみたい理由として、自然環境がよいからと回答した方が最も多く、次いで新鮮な食べ物が多いから、生活費や土地が安いからとの回答が上位を占めているところであります。

一方で、田舎暮らしの候補地に青森県は含まないと回答した方は82%に上り、その理由として、寒くて雪が多いからが最も多く、次いで、行ったことがないからわからない、都会から遠過ぎるからと続いております。さらに、青森県を田舎暮らしの候補地を含むと回答した方のうち興味のあるエリアは津軽、県南、下北の順となっており、このアンケート結果を踏まえれば、空き家等の活用

を含む移住定住を促進していくとすると、いきなり空き家情報等をホームページに掲載するのではなく、段階的に取り組んでいくべき課題であり、まず当市に来ていただき、その魅力を存分に味わっていただくことが必要であろうと考えるところであります。

また、このアンケートによりますと、田舎暮らしに関する情報を地方自治体等のホームページから入手すると答えた方は36%にとどまり、半数以上はインターネットによる口コミが主な情報源であると回答していることを鑑みれば、当市への来訪を1度だけに終わらせることなくリピーターをふやし、さらに口コミでその魅力を広めていただくことが肝心であり、そのためには観光物産のPR等に加え、もてなしの心の醸成も必要であると思うところであります。

今後においても、これまで取り組んできたむつ市の魅力ある食と自然にかかわる情報発信を継続していくとともに、当市のさらなる魅力を全国の皆様に伝えるさまざまな手法を検討してまいりたいと考えております。

また、移住や交流をテーマに情報提供等を行う組織である移住・交流推進機構が開催いたします地方交流会や、青森県が主催いたしますあおもり移住・交流推進プラットフォーム等へ積極的に参加しながら、移住定住に関する情報収集にも努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第2点目の山村留学制度のご質問につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、七戸十和田駅へのバス運行の現状についてお答えいたします。七戸十和田駅からむつ市への新幹線二次交通の現状につきましては、議員お話しのとおりであります。その経緯等につきましては若干ご説明させていただきます。

新幹線二次交通の整備につきましては、東北新

幹線全線開業前から青森県が中心となり、関係する交通事業者等と協議を重ねてまいりました。この協議を踏まえ、市から下北交通株式会社と十和田観光電鉄株式会社に対してバス運行の依頼をしたところ、2社からの協力を得ることができ、平成22年12月から道路運送法第21条に基づく試験運行としてシャトルバスの共同運行が開始されることとなりました。しかしながら、東日本大震災の影響で利用者が低迷し、その後の回復も見込めなかったことから、当該シャトルバスは平成23年11月末日をもって廃止されております。

これにかわって平成23年12月からは、尻屋観光株式会社により新幹線全便に対応する予約制のシャトル便が運行され、新幹線二次交通が現在まで維持されているという状況にあります。

利用状況につきましては、議員ご承知のとおり、冬期間は相応の実績があったものの、雪解けとともに利用者数が減少しており、事業者からはこのままでは現状での事業継続は難しいと伺っております。市といたしましては、これまでホームページの活用はもちろん、さまざまな機会を利用して利用促進に向けたPR等により当該シャトル便の支援に努めてきたところであります。

新幹線二次交通につきましては、当地域住民の交通手段の確保ということはもちろん、新幹線開業効果を享受するために必要であることは言うまでもございませんが、市といたしましては、既存の地域交通体系の中でそれぞれの交通手段についても配慮しながら、その維持確保に努めていかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

大きな3点目の教育につきましては、教育委員会よりの答弁とさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 岡崎議員の人口減少対策に

ついで第2点目、山村留学制度についてのご質問にお答えいたします。

山村留学は、心豊かにたくましく生きる子供を育てるために、自然に恵まれ、豊かな人間関係が保たれている農山漁村に暮らす人々と交流する中で、知識だけでなく思いやりの心や自主性、協調性といった豊かな心を育てていこうとの趣旨により、自然豊かな農山漁村に小・中学生が1年間単位で移り住み、地元小・中学校に通いながら、さまざまな体験を積む活動であります。全国には、さまざまな方式の山村留学があり、それぞれの地域性を生かした山村留学が実施されており、平成21年度のデータによりますと、551人の小・中学生が全国各地で山村留学を体験されたようであります。

自然豊かなこの私たちのむつ市は、まさに山村留学にはうってつけの環境ということですが、都会の子供たちにおいでいただくことを歓迎するものの、学校の受け入れだけでなく生活面をどう支援していくのかという総合的な受け入れ体制の整備が重要なポイントになろうかと存じます。

山村留学における子供たちの生活スタイルとしては、ホームステイや寮生活のほか、家族で転居し地域で生活をするなどさまざまな事例があるようでございます。教育委員会といたしましては、姉妹都市交流などで短期間のホームステイということでは受け入れてきた経験があるわけですが、議員お話しのような長期滞在型の山村留学については、今後の研究課題として捉えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、立志式についてであります。立志式は、奈良時代以降、男子が成人になったことを示す儀式として行われた元服式に由来したものであり、14歳の中学2年生のときに

社会の一員としての自覚を持ち、将来に向けて志を立て、自立の第一歩とするものであるとする議員のご指摘と全く同様の認識を持っております。

中学2年生は、中学校入学後の緊張感も薄れ、進路選択に向けた緊迫感も少ない中だるみとも言われる時期であり、この時期に自らのこれまでを振り返り自分自身を見詰め直すとともに、将来どのように生きていくべきかを考える機会を持つことは、進路の決定や自己実現への意欲を高めるうえで大変意義のあることと考えております。

現在市内各中学校においては、立志式は実施されてはいないものの、それにかわる教育活動として自己の生き方を探求するキャリア教育への取り組みが進められております。例えば学級活動の中では、学業と進路に関することとして、自分の適性について考えたり、主体的な進路選択や将来設計について学ぶことになっており、各中学校において、将来に夢や希望が持てる進路指導が計画的、継続的に展開されております。

また、総合的な学習の時間の中では、市内全中学校において、望ましい勤労観や職業観を育て、将来の自分の生き方について考える機会とすることを主な目的として、地域にある会社や事業所の協力をいただきながら、職場体験学習を行っております。このように市内各中学校においては、学級活動または総合的な学習の時間を利用した学習や体験活動を通して立志式の趣旨である社会の一員としての自覚や将来に向けた志を持たせることができるよう指導しております。

このような立志式の実施の有無を含めた学校の教育課程については、各学校において、その実態を十分考慮し、創意工夫して編成するものとなっております。したがって、教育委員会といたしましては、議員ご指摘のとおり立志式の意義を十分理解しておりますが、教育課程編成における学校の主体性を重んじ、実施の判断は各学校に委

ねたいと考えております。しかしながら、議員のご指摘を踏まえて子供たちが自分の夢や目標を持ち、その実現に向けて生き生きと学び努力することのできる学校づくりを支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、児童・生徒の肥満の状況についてお答えします。議員ご指摘のとおり、青森県の児童・生徒は、肥満傾向児の割合が高く、その出現率は全国平均を上回る状況となっております。最新の調査結果であります平成23年度学校保健統計調査によりますと、青森県の肥満傾向児出現率は小学1年生から中学3年生の全年齢層において、全国の出現率を上回っております。

むつ市の状況を見ますと、小・中学校全学年で青森県の出現率よりも高く、小学1年生は出現率が約8.3%と1桁台であります。残りの8つの学年については、全て13%以上となっております。むつ市は青森県の平均以上に肥満傾向児の割合が高いというのが現状であります。

しかし、むつ市の児童・生徒について、平成22年度と平成23年度の経年比較を見ますと、小学2年生から中学3年生までの8つの学年のうち6つの学年で肥満傾向児の出現率が前年を下回っており、改善の兆しが見られるという状況になっております。各学校における給食指導との関連を図った望ましい食習慣、栄養のバランス等についての食に関する指導のほか、体育の授業、マラソンや縄跳びなどの学校独自の活動、部活動等を通じた運動への取り組み、運動の習慣化を図る指導が改善につながりつつあるものと考えております。

次に、ご質問の第3点目、弁当の日についてお答えします。近年子供の食を取り巻く状況は、社会環境や生活環境の急速な進展に伴って大きく変化し、食に対する感謝の念や理解が薄れ、栄養の偏りや食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加や低年齢化など子供の心と体への影響が懸念されて

おります。このような状況の中で、これからの社会を生きる子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることは重要な課題であると認識しております。

お尋ねの弁当の日につきましては、食に関する指導の一環として、2001年に香川県滝宮小学校の竹下和男校長の提唱で始まった実践であり、議員からお話があったとおり、献立づくりから食材の買い出し、調理、弁当詰め、後始末までを子供たちが行うというものであります。子供たちが自ら弁当をつくるという取り組みは、自立心や社会性を育み、家族の愛情に気づき、感謝の気持ちを持ったり、命のとうとさや生産者への理解を深めるなど、大変意義のある実践であると考えております。

当市の小・中学校における食に関する指導については、平成20年に改訂され、食育の推進について初めて総則に規定された学習指導要領に基づき、給食に関する指導と関連させながら、体育科、家庭科、特別活動など教育活動全体を通して行われております。具体的には、食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食物を大切にし、生産者に対する感謝の心を育むことなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導がなされております。

教育委員会といたしましても、「むつ市学校教育指導の方針と重点」の中に「食に関する指導の充実」との1項を掲げ、学校における食育が計画的、総合的、継続的に行われ、子供たちの健やかな成長が図られるよう指導しているところであります。

このような取り組みの中で、弁当の日については、現在4つの小学校で実施されておりますので、他の学校にも弁当の日の意義や実践内容について学校訪問等を通して周知していきたいと考えております。

最後に、ご質問の第4点目、いじめについてで

あります。なお、いじめに関するご質問については、複数の議員の方々からいただいておりますので、内容の一部重複する部分がございますことをご了承願います。

まず、当市におけるいじめ問題の状況についてお答えいたします。過去5年間のいじめを受けた児童・生徒数は、平成19年度9人、平成20年度7人、平成21年度5人、平成22年度は4人、平成23年度2人と報告されており、いじめの件数は年々減少しているという状況にあります。

当市において年々いじめの件数が減少している理由といたしましては、各学校が道徳の時間を初め全教育活動を通して心の教育に取り組み、いじめ根絶に取り組んでいることが挙げられます。あわせて児童・生徒に対する観察や面談、アンケート調査などのきめ細やかな対応に加え、学校内での情報共有や関係機関、家庭、地域との連携の中でいじめはもちろん、問題行動等の早期発見に努めている体制が徐々に構築されてきたことも挙げられます。

議員ご指摘の文部科学省によるいじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査では、昨年度いじめ問題の取り組みについて、全小学校と中学校9校中7校が点検項目を設けて定期的に点検をしたり、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しております。さらに、全小・中学校とも定期的に行う個別の教育相談を実施し、いじめ問題への早期発見、早期対応に努めている状況にあります。

しかしながら、今年度4月から今回の調査時点までにおいていじめを受けた児童・生徒数は2人という報告を受けており、今後とも各学校と連携しながらいじめの根絶に努めてまいりたいと考えております。

次に、いじめ問題に対する教育委員会としての

対策についてお答えいたします。教育委員会といたしましては、子供たちのいじめ等のさまざまな問題の予兆を見逃さないために、また学校と家庭、地域、教育委員会を含めた関係機関との協力、連携、強化を図るために、各学校へむつ市教育相談支援員やスクールカウンセラーを派遣するとともに、いじめ等の悩み事に対応する電話相談の窓口であるむつ市教育相談室を設置するなどの対応をしているところであります。さらに、平成19年度より児童・生徒の学級満足度や学校生活意欲度を調査し、児童・生徒理解を深め、いじめの根絶などを図ることを目的にQ-U検査を実施しております。当初は、中学校1年生のみの実施でしたが、平成22年度より小学校5年生から中学校3年生までに広げ実施してまいりました。

各学校においては、Q-Uの分析結果を活用して人間関係につまずいている児童・生徒について把握し、校内研修等を実施し、児童・生徒理解に努めております。

いじめ対策は、議員ご指摘のとおり、早期発見、早期対応が大切であり、定期的な教育相談やアンケート調査、日常のきめ細やかな観察はその第一歩であります。したがって、学校の実情と生徒の実態に応じてアンケート調査と、これに基づいた校内研修の実施を引き続き校長会、学校訪問等あらゆる機会を通して指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 都市との交流についてですが、アンケートの結果は余り芳しくないようですが、その中でも例えば都会に住む陶芸家さんとか、画家とか、そういう人もいますかと思えます。そういう人ほど廃校、古い空き家、そういうのを求めているのではないかと思います。また、その中にはUターン、Iターンを希望している人も少なからずいるものと思えます。

例えば市のほうに空き家とか廃校について問い合わせがあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのご質問でございますけれども、そのような部分で市のほうに問い合わせがあったということは、私の段階では把握しておりません。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 岡崎議員の廃校の部分でございますけれども、お問い合わせはありませんでした。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 問い合わせがなかったということですが、逆に言えば、情報を余り発信していないという面で捉えてもいいのではないかと思います。市のホームページで、私は空き家バンクとか、そういうのをつくって、もっともっと情報を提供すべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市といたしましては、まだ具体的な制度は、当然今のところはつくっておりません。基本的には、まずむつ市の魅力発信、これを最優先として位置づけていかなければいけないもの。この部分においては、市のホームページ、そしてまた「ぐるりんしもきた」だとかさまざまな市がリンクしておりますそういうふうなところをごらんになっていただき、まず我々もPRしていかなければいけません。ホームページを通して発信をしていかなければいけない、こういうふうには基本的には考えております。

この空き家バンク、この部分でございますけれども、空き家バンクは南部町、これが青森県内ではただ1つ設置して、その情報提供を行っている、こういうふうには伺っておりますけれども、この南部町は町全体でまず達者村事業ということに

取り組んでおって、青森県が農林水産業と観光を結びつけましたあおもりツーリズム、このモデル事業で旧名川町、合併いたしました、その疑似農村として開村したものだ。疑似農村、達者村というふうなことで開村したものだ。そして、合併を経て新南部町に引き継がれたというふうなことで、現在もグリーンツーリズム施策の展開、農業体験、修学旅行の受け入れ、これを積極的に行っているということでございます。

さらに、グリーンツーリズムの考え方に、グリーンツーリズムをするこの一つの大きなコンセプトの中に長期滞在、定住という、そういうふうな新たな要素を加えて究極のグリーンツーリズムを目指すため、その一環として空き家バンクを創設したと、このように伺っておるところでございます。この南部町の施策を例に挙げれば、目指すべきコンセプトに基づく事業を展開する中で、その手段の一つとして空き家バンクの活用を検討すべきものと考えるところでありまして、また地方自治体が、例えばむつ市が不動産の仲介役になるということはよしとせず、これは宅建業協会に委託している自治体のというふうなところが散見されておりますので、その手法等も研究はしていきたいと、このように思うところがございます。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（山本留義） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

9番東健而議員を指名いたします。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） むつ市でもふるさと応援隊というものがあるみたいですが、それとちょっと重なる部分もあるかと思いますが、むつ市出身の方、

それからゆかりのある方など、芸術、文化、スポーツ、そして芸能で活躍されている中からふるさと大使を委嘱して、むつ市の豊かなふるさと資源を広く宣伝、周知していただくという考えはどうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの岡崎議員のお話のふるさと大使というふうなことでございますけれども、ふるさと大使というふうな名称ではございませんけれども、むつ市では元気むつ市応援隊というふうなことを設置いたしまして、自衛隊OBの方々、そしてまた各研究機関、そして電力関係事業者の方々、そしてまたむつ市にゆかりのある方、ご出身の方々、高校の同窓会の方々、そういうふうな方々にこの元気むつ市応援隊というふうなのを委嘱いたしまして、さまざまな形でむつ市のPR、そして情報を提供していただいております。そういう意味では、ふるさと大使というふうな岡崎議員お話しのような、そういうふうな役割もやはり持っていただいておりますし、今現在果たしていただいております。特にことしの5月でした、亀戸天神のほうに元気むつ市応援隊の方々が非常に多く来ていただき、そしてその裾野もどんどん、どんどん広がってきていると。観光についても、産業についても、さまざまな形でご提言をいただいております。その意味からして、文化資源や人の魅力、この部分について、むつ下北の魅力首都圏で発信をしていただいているというところがございますので、岡崎議員お話しふるさと大使というふうなこの部分については、名称は違いますけれども、その性質を兼ね備えたものとしてさまざまな部分でご協力をいただいているということでご理解を……

（「何人くらい」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 現在80名から90名……100名前後というふうなことでございます。文化系、そ

れから芸術系、そういうふうな方々も入っておりますし、また議員各位にもこれまでさまざまな方々をご紹介させていただいております。

特にちょっと1つ例を挙げさせていただきますと、間もなくでございますけれども、むつ市出身の新聞販売店の方のご厚意によりまして、東京都の西部地区、横浜市と東京都の西部地区になりますけれども、そちらのほうにチラシの折り込みを破格の値段でむつ市のPRをしていただくとか、そういうふうな形でご協力をいただいております。岡崎議員お話しの方で今展開をしております。岡崎議員お話しの方で大使というふうな役割も負っていただいております。ということで、心から感謝申し上げます。またその充実にも相努めていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 先ほどの佐賀議員もおっしゃいましたが、このむつ下北、非常に災害のないまちだと思います。私は災害のないまち、そして四季がはっきりして本当に住みやすいまちだと思います。そういう部分をもっともっとPRしてもよいのではないかなと思います。

今市長言われたのですが、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村には、関東かわうち会とかそういうのがありました。今100名ほどいるとかという話ですが、関東むつ会とか、そういうのを設立するか、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川内地区の方々は関東かわうち会だったのでしょうか、その方の代表の方もこの元気むつ市応援隊に入っております。また、大畑地区も脇野沢地区も3地区の方々それぞれの旧町村の段階での関東地方でのその活躍の場と申しますか、交流の場というふうな方々の代表の方々もこの元気むつ市応援隊を委嘱しておりますので、この部分においてはあえてこの際

というふうなことで、むつ……何と申しましたでしょうか、関東むつ会ですか、そういうふうな形の名前を、関東むつ会としますと、むつ市出身だけというふうなことのちょっと捉え方もあろうかと思っておりますので、東京から、中央のほうから元気、この部分を応援してもらおうと、さまざまな提案をしていただくというふうなことでの元気むつ市応援隊、これを継続していきたいと。しかしながら、その意図するところは岡崎議員のお話の関東むつ会というふうなことで、東京都のみならず、神奈川、そして埼玉というふうな形で広がっております。これをネットワークをもっともっと広げていって、さまざまな形でこちらの情報を提供していきたいと、このように今考えておるところでございます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 私がなぜこれを言ったかという、この会員の方々は全部消費者になると思うのです。ですから、むつ市それから旧3町村から出ている方、かなりの数がいると思います。それらの方を消費者と捉えて、もっともっとPRをしていただければなと思います。

それから、もう一点、今10月13日に3日間東京中野駅や中野サンプラザで東京青森会主催で青森の自慢を発信する青森人（あおもりびと）の祭典というのがありますが、これに出席する予定はむつ市のほうであるのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、東京青森県人会の清藤会長さんが主催しておりますけれども、その形で中野のほうで、中野駅周辺のほうで開催することは伺っておりますけれども、むつ市のほうからは参加はいたしません、その部分においてはさまざまな形でPRはさせていただきます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 児童・生徒の肥満についてお伺いします。

先ほど答弁の中で平成22年度から平成23年度にかけては改善の兆しが見られるということですが、それでも依然として県の平均以上の肥満傾向児の割合が高いということでもあります。これらを改善するためには、学校、そして家庭が一緒になってそういう取り組みが必要ではないかと思いますが、これまで教育委員会ではどのような予防対策を考えているのかお伺いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 児童・生徒の肥満についての教育委員会としての予防対策についての再質問にお答えいたします。

議員ただいまご指摘いただきましたように、この生活習慣にかかわることについては、学校としての取り組みだけではその効果に限界があり、家庭あるいは地域を巻き込んだ取り組みが不可欠でございします。教育委員会では、今年度から県教育委員会によるあすなろっ子健康生活改善大作戦事業のもと、学校のみならず家庭や地域を巻き込んだ肥満対策に取り組むこととしております。市においても、むつ市食育推進計画を策定いたしまして、肥満傾向児童・生徒の減少を目指して取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましても、食に関する指導、肥満対策等について、学校の取り組みをさらに支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） 先日教育委員会のほうから平成24年度むつ市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書、その中にも今のデータが出ています。保健福祉部長にお伺いしますが、そういうデータ、児童・生徒の肥満が多いとか、そういう

データは保健福祉部のほうで押さえているのですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

学校保健の現場からは、特に問題視されるようなデータの提供等は受けてはおりません。また、保健福祉部の事業メニューにおきましても、残念ながら児童・生徒に特化した生活習慣病健診、あるいはそれに類似した健診は実施しておりません。したがって、データ自体がないということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） この生活習慣病については、中学生がすぐくエアポケットみたいになっていると思うのです。鯨ヶ沢町や南部町、それから田子町では、中学生の段階で生活習慣病予防の意識を高め、将来的に町民全体の健康増進につなげようと2年生のうちに生活習慣病健診を実践しています。そして、その結果を親、子も含めて面談をして、今後の健康につながる、そういう指導をしているようなのですが、むつ市において中学生に対して生活習慣病健診を今後行う計画があるのかどうかお伺いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

弘前大学の協力を得まして、青森県内の3町において生活習慣病健診を実施しているのは私も新聞報道等で承知しております。確かに生活習慣病は低年齢化、あるいは予防意識の向上、さらには将来を見据えたむつ市の健康推進対策という意味合いにおいては的を射た着眼点かと思えます。ただし、生活習慣病健診を実施するということになりますと、例えば本年5月1日現在のむつ市内9校の中学校2年生を対象ということにいたします

と、男女合わせて627名の生徒が在籍しているわけです。したがって、どれだけの健診項目を設定するかによっても異なりますけれども、仮に健診を委託した場合、健診にかかわる応分の経費と実施日数がかかることが想定されますことから、実施の是非につきましては現段階での明言はできません。しかしながら、今後の学校保健を所管いたします教育委員会、さらには中学生のご父兄はもとより、学校現場の意向等も踏まえまして、本当に今必要な健診なのかどうか、今後の検討課題の一つとさせていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 24番。

○24番（岡崎健吾） ぜひ保健福祉部と教育委員会のほうで連携をとって、中学生の生活習慣病について検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わりますが、最後に下北最大の夏まつりである田名部まつりが終わり、まだまだ暑さが続いておりますが、徐々に秋めいてまいりました。そして、きょうから大畑まつりが始まります。あすからは、川内八幡宮例大祭が始まります。川内のお祭りの山車は、大きさ、重さ、県内随一を誇ります。特に夜になると、ご祝儀をもらえば右、左に大きく揺れ動き、そして地響きが鳴るほど壮観なお祭りです。ぜひむつ市の皆さんも16日の夜、川内のほうにお越しいただいて、川内まつりをご堪能いただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時40分まで休憩いたします。

午後 零時08分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎上路徳昭議員

○議長（山本留義） 次は、上路徳昭議員の登壇を求めます。1番上路徳昭議員。

（1番 上路徳昭議員登壇）

○1番（上路徳昭） むつ市議会第213回定例会、一般質問初日に当たり質問をさせていただきます上路徳昭と申します。

むつ市議会議員としての地位を市民の皆様にご提供いただき、はや2年が過ぎました。質問に移る前に、壇上にて今のむつ市を客観的に見て深く考えさせられることがございましたので、お話をさせていただきます。

最近東京に住む知人とお話をすることがございました。むつ市及び下北半島は、原発とか再処理とかを受け入れていかないと自治体が存在できないから嫌々やっているのかという質問を受けました。私は、言葉に詰まりました。特段最近の全国ニュースでは、青森県とこむつ下北は再処理についての報道が目立っております。その当時未来を思う先輩方の試みが東日本大震災後、そして福島第一原子力発電所事故後の現在は、市民の皆様にご不安という足かせとなって影響を及ぼしております。

前回の一般質問においてフィンランドのオンカロのお話をさせていただきました。あれから3カ月が過ぎ、最終処分地のニュース報道も多々ございました。政府は、2030年までに脱原発の方向性をほぼ確立し、今度は再処理の問題が別枠として浮上してまいりました。それに伴い次なる問題点は、直接処分の方向性が決まると、再処理政策は大きな矛盾を生んでしまいます。何か解決したような、解決していないようなぐるぐると回り回っていきそうな様相を呈しております。再処理の安全性や再処理の確立を青森県だけが背負うよ

うなことになってはいけません。今までの努力や投資を無駄にしたくないという思いもまた一つ、今までの優遇を吹っ切って進む決断も世論の中で答えを見出していかなければなりません。

原子力委員会新計画策定会議の中では、さまざまなシナリオが提案されております。とある学者の説で、10年、20年、または50年とかけて、当面地上での1次貯蔵をし、科学技術の進歩の中でもっともっと地球に害のない安全かつ適切な処理方法を模索していくべきだと提唱する学者もおられます。人間が起こした危険な火は、人間の力で安全に鎮火することもまた一つの技術開発です。私は、地層処分よりも、安全に処分するという観点から見ると、現時点でこの意見が一番の得策だと考えております。過去は過去でしかありません。起こってしまったことは、取り返しがつかないので、第一線で決断していく立場にある自分自身が、都会に住む友人との何気ないやりとりの後に心につかえた問題点を調べて自分なりに見出したむつ市の今後の原子力とのおつき合いの答えです。

さて、そういったもやもやを忘れさせてくれるように、ロンドンオリンピックとパラリンピックが真夏の猛暑の中熱戦を繰り広げました。寝不足になっても、テレビの前で一生懸命応援し、感動した日々があっという間に過ぎ、幕を閉じました。最高峰の世界大会に日本を代表し、そしてむつ市を代表し、男子400メートルハードルに出場した岸本鷹幸選手に心から尊敬の念を抱いております。ひたむきにあの舞台に立つ岸本選手を見て、もっともっとマンパワー、人間の力を生かして地域の経済活動の活性化ができるのではないかとこの光明が見えました。行政の開放政策を促し、市民主体による事業をどんどん推し進めていけば、スポーツ振興のみならず、地域経済の振興につながるのではないかとこの発想から質問に移らせていただきます。

質問事項1、民間のスポーツクラブと部活動の新しい融合について。質問の要旨(1)、多種多様になったスポーツ活動において子供の自由を制限しない取り組みについて。(2)、民間スポーツクラブを後押しする市政の構築に向けてをお聞きいたします。

続きまして、指定管理者制度の今後についてをお聞きいたします。民間の経済活動と行政管理施設との融合により、市民のサービス性を向上させることが指定管理の理念の一つとなっておりますが、近年は企業のイメージアップというメリットも考慮し、日本中でその活用方法が地域色豊かに展開されております。行政側が提供するサービスを指定管理者制度でもっともっと広げることができるのであれば、もっと自由に、そして幅を広く展開することが今後の大事な要素と考えております。

前回むつ市議会第212回定例会において、3回目の審査、改定が終了いたしました。この制度をさらによりよい制度にするため、これまでの反省点と今後の展望についてをお伺いいたします。

質問事項2、指定管理者制度の今後について。質問の要旨(1)、指定管理者制度導入から10年を迎え、見えてきた反省点と今後の展望は。

質問の要旨(2)、新規に指定管理する施設の採算性と透明性を高める努力についての、以上2項目、4点の要旨についてお伺いいたします。

市長並びに理事者の皆様方におかれましては、傍聴席に足を運んでいただいている市民の皆様、またエフエムアジュールを通してお聞きの市民の皆様にも明快かつ建設的なご答弁をよろしくお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長（宮下順一郎） 上路議員のご質問にお答えいたします。

まず、民間スポーツクラブと部活動の新しい融合についての第1点目、多種多様になったスポーツ活動において、子供の自由を制限しない取り組みにつきましては、教育委員会より答弁をいたします。

次に、2点目の民間スポーツクラブを後押しする市政の構築についてのご質問にお答えいたします。市では、民間の各種クラブ等に対する支援としましては、体育スポーツ活動の普及とグループの育成と生涯スポーツの普及及び安全な遊び場の確保を目的にむつ市立学校体育施設開放事業実施要綱を定め、学校教育に支障のない範囲で調整を行い、体育館等の開放をした取り組みを行っております。

平成23年度における学校体育施設開放事業は、市内13の小・中学校の体育館等を活用し、バスケットボール、バドミントン、バレーボールやフットサルなど、多種多様な競技に約80のクラブや団体延べ約2万人の方々が利用し、大人のみならず子供たちも一緒に汗を流しながらスポーツを楽しんでおり、日曜日を除くほぼ毎日使用されている状況で、非常に人気が高い事業内容となっており、民間クラブの後押しとしては非常に効果的な事業と認識しております。

また、市内の民間スポーツクラブといたしましては、総合型地域スポーツクラブ制度を用いたクラブや、サッカー、スキー、陸上など種目ごとに結成されたスポーツクラブが活発に活動している状況となっております。

最近では、これらスポーツクラブが頻繁に全国レベルの大会に参加するなど、その成績には目をみはるものがあります。この中で総合型地域スポーツクラブは文部科学省がスポーツ振興施策の一つとして推進しているもので、地域住民が主体的

に運営し、子供から高齢者まで、また初心者からトップレベル競技者まで、地域の誰もが年齢、興味、関心、技術、技能レベルに応じていつでも活動でき、文化活動も含めた複数の種目が用意されているなどの特徴を持った新しいタイプのスポーツクラブとして市内では1つのクラブが設立されて活動しているところであります。

今後は、このようなコミュニティ型のスポーツクラブの多様な活動を通じ、部活動の指導者とスポーツクラブの指導者が互いに連携して指導することなども含め、スポーツクラブと部活動が融合することでもたらされる効果はスポーツに限らず、健康、文化、世代間交流など、多岐にわたるものと推測されるところであります。

市といたしましても、民間スポーツクラブの活動が盛んになることで、市民スポーツ人口の拡大につながり、ひいては生涯スポーツの普及など市のスポーツ行政の目的に寄与するものと認識しており、今後どのような支援ができるのか、重要な課題の一つとして研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度の今後についてのご質問の第1点目、指定管理者制度導入から10年目を迎え見えてきた反省点と今後の展望はについてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、当市においても平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は54施設について18団体を指定管理者として指定しているところであります。

制度導入に当たり、当市では指定管理者制度運用指針を定めましたが、制度を運用していくうえで問題となるさまざまな課題に対応するため、毎年改定し、適切な指定管理者制度の運用に努めてまいりました。

改定した内容といたしましては、例えば毎年指定管理団体の運営状況を評価検証し公表することとしたこと、あるいは複数の団体が共同でグループを構成して応募することを可能としたこと、さらに施設の利用促進に向け承認要件を満たした場合には、指定管理者が行う自主事業における施設利用料を無料としたことなど、施設の管理運営に民間能力を活用し、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の節減等を図るための改善を加えてきております。

また、この指定管理制度を導入したことにより、平成18年度から平成23年度までの6年間で約4億8,500万円の経費節減効果があり、経費節減面では一定の効果が得られているものと考えております。

しかしながら、質の高い住民サービスの提供という観点から、民間のノウハウを取り入れることによって住民サービスの向上につながる施設と、業務の内容によっては市が直接管理すべき施設について、その判断を適切に行う必要があることから、今後も指定管理への移行については議論を重ね、慎重に導入を検討していくとともに、毎年の経営状況を検証しつつ、指定管理者に対して積極的な事業展開による住民サービス向上を促す必要があると考えております。

発足後10年を迎えた制度とはいえ、指定管理者制度は各自治体の自主性に委ねられている制度でありますので、各自治体それぞれ課題を抱えており、運用の仕方もそれぞれ異なっております。

このような状況を踏まえ、平成23年1月、当時の片山総務大臣は会見で、指定管理者制度はこれまでコストカットのツールとして使ってきた嫌いがあるが、一番の狙いは行政サービスの質の向上にあるはずと、これまでの経費削減重視から行政サービスの質の向上に重きを置くべきとの考えを述べ、今後の制度運用の方向性を示しております。

本市といたしましても、指定管理者制度を導入することにより、行政サービスの質が向上するよう各施設で抱える課題を出し合い、より利用しやすい施設となるよう改善等について指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、新規に指定管理する施設の採算性と透明性を高める努力についてであります。指定管理者の選定につきましては、まず市内の指定管理者移行検討会において、指定管理により住民サービスが向上する施設か、経費節減効果はどのくらいかなどについて協議し、導入すべきか否かの決定を行い、導入すべきとした場合は、指定管理の仕様と指定管理料の上限を示して公募に付し、応募団体についての選定委員会を数回開催し、指定管理者候補者を決定しておりますが、この過程の公開度は、応募団体のノウハウに対する配慮もあり、各自治体でまちまちの状況にあります。

また、本市では各年度ごとの指定管理施設の収支、指定管理団体及び所管課の評価をホームページで公表しておりますが、今後さらにこれらの公表方法や内容について精査し、市民の皆様にはわかりやすい内容での公表を目指すとともに、透明性を高めるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 上路議員の民間スポーツクラブと部活動の新しい融合についての質問の第1点目、多種多様になったスポーツ活動において、子供の自由を制限しない取り組みについてのご質問にお答えいたします。

現在むつ市の中学校においては、全生徒が部活動に参加することとなっております。このことは、平成24年度より実施されました中学校学習指導要

領の中に「部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」という記述が盛り込まれており、部活動が学校生活の中で授業とともに非常に大きな役割を果たしていることと理解しております。

現在部活動の設定につきましては、各中学校が現状を考慮しながら決定しており、各中学校に一任される形になっております。

議員ご指摘の部活動が民間スポーツクラブへの参加を制限しているのではないかという点につきまして、市内中学校に見られる2つの例をご紹介します。

1つ目は、民間のスイミングスクールでの練習を部活動とみなしている例です。これは、学校と保護者とスイミングスクールの3者の合意のうえでスイミングスクールでの練習時間を部活動の時間としてみなし、その時間に生徒と教諭を派遣し、それを水泳部の活動としております。中体連の水泳競技には、学校の水泳部として参加をして好成績をおさめております。

2つ目は、部活動と並行して同じ競技の民間のスポーツクラブや道場の練習に参加している例です。学校の部活動の時間以外に所属している民間のクラブや道場の練習にも参加し、技能等をさらに向上させ、中体連以外の大会にも参加し、こちらもそれぞれが好成績に結びついているものと伺っております。

これらの例につきましては、全体から見ると少数ではありますが、民間のスポーツクラブと学校の部活動との融合の例として捉えることができるものと思われまます。

今後民間スポーツクラブ等との融合を全面的に推進していくことを考えた場合、従来の各中学校で行われてきた部活動の意義が薄れてしまう可能

性や、地域によっては民間のスポーツクラブに所属させたくても練習に通わせることが困難な場合もあると予想され、そうした地域にとっては、今後も学校での部活動は重要な位置づけであり続けると考えております。

部活動は、社会体育的要素はありますが、学校教育活動の一環であり、多感な中学校時代の生徒の自主性と個性を伸ばし、健全育成に役立てることが出来るものと捉えております。教育委員会といたしましては、民間スポーツクラブと部活動の融合につきましては、むつ市内小・中学校全体と各学校を取り巻く地域の環境等を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ご答弁ありがとうございます。最初に、民間のスポーツ団体についての再質問をさせていただきます。

今のご答弁にもあったとおり、水泳、剣道、そういった部分がうまくいっているということで、ほかにも今質問事項の中にもあったとおり、多種多様になってきているという部分がありますが、剣道や水泳以外にもそういう教育委員会のほうで何か確認されているスポーツ団体、民間のほうのスポーツ団体で中学生が行っているという事実を確認していることは、ほかにございますか。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（室館幸一）
ただいまご質問ありました水泳、剣道以外にという部分でありますけれども、他の競技でありますと、スキー、卓球、柔道という種目がございませぬ。

以上です。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） それでは、ほかにそういうふうなスポーツ団体として、これは市民スポーツ課

も絡んでくるのかもしれないのですけれども、そういう団体をつくりたいという意向が今まででもありましたでしょうか。これは、確認できるほうでよろしいのですが。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） スポーツクラブをつくりたいとか、そういうような相談があったかということでございますが、そもそも今ございます先ほどちょっと触れましたけれども、総合型地域スポーツクラブ、これは市の許可ではございませんけれども、その設立においては市のほうでかなり援助といいますか、設立に当たっての金銭的なものではございませんけれども、相談とか例えば助言とか、そういうものでかなり深く携わって設立したという経緯がございます。これは、市民スポーツ課が教育委員会にいたころの話でございます。

その後もう一つ、たしか、これははっきりとしたことではございませんけれども、大畑地区のほうから、そのような総合型地域スポーツクラブについて立ち上げたいというような相談があったように聞いております。その後はそういうような相談というものは民生部のほうでは受けてございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ありがとうございます。なぜに今こういう質問をしたかといいますと、中学校の問題とすれば、バスケットボール問題とかも今実際にむつの中ではあったりとかするのです。結局ないので違うスポーツになって、また大人になって始めたという人も自分の同級生の中にも、下の方もいますし、できればスポーツ団体として認めてあげて、中学生とかがそのままそれに、大人もまじったスポーツ団体に加入して、またさらに自分の得意な種目での分野を伸ばしていくという

ふうな仕組みをつくりたいなとちょっと思ったので、こういう質問をさせていただきました。

例えばそういうふうな、今日の前にある現状では、そういうふうな問題点とかというのは教育委員会のほうで何かありますでしょうか。小学校の部活は、4年生からですけれども、小学校にはあって、初めて始めて、それから中学校になってないという分野が多々あると思いますけれども、そういう問題は何かありますでしょうか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 部活動ですけれども、中学校では部活動という言葉を使ってございますけれども、今の上路議員のご質問の中にバスケットボールの例がありましたけれども、中学校では今バスケット部というふうな部活動が行われているのは3校あります。これに対する小学校は13校ありますので、それぞれミニバスケットボールをやっている学校もありますが、ない部分もあるかもしれませんけれども、それに引き継いでいかないという問題は今発生してございます。ただ、それが中学校でなぜないかといいますと、やはり中学校の問題としては、その部活動を編成したくても生徒数が減っている学校もあるということから限定せざるを得ないという事情がございます。そういう意味からしますと、この部活動については教育の部分において、関連性を持った形で必ずやらなければいけない部分でございますので、そういう選択という部分において、それをしていくということになります。

もう一方では、そのクラブ活動に対して子供たちが自由に選択できない。先ほども民生部長が言いましたけれども、今総合型地域スポーツクラブについては1つしかございませんので、これができれば地域のほうに、そういうふうなものがあれば、そのようなところでは子供たちのスポーツという部分についてはもう少し選択肢がふえるので

はないかなというふうに考えてございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。

先日私が所属する総務教育常任委員会において、東京都の三鷹市に伺いまして、小中一貫ということで、違う題材で行ったのですけれども、その中のお聞きする分野の一つに、私がちょっと気になった点が、中学校が自由化をすごくしているらしくて、そっちのほうを私すごく聞いてしまったのですけれども、それでも部活動の加入率がもう97%とか98%とかという数字を聞きまして、都会だからといえばそれまでなのかもしれないですけれども、あちらのほうはそれこそ民間のそういうクラブ活動も盛んですし、中学校も小学校も盛んなわけであって、例えば同じ一つの何かの大会となったときに、小学校、中学校の部活動としてのクラブもあれば、民間としてのクラブもあって、それがお互い競争力を高め合っているという分野がありますので、できればむつ市もそういうふうな形に持っていきたいという考えがありましたので、そういった場合に、では何か規制されている部分がこの今のシステム上にあるのではないかという発想がありましたので、こういったことを聞きました。

私も、実はその一人なのです。私はずっとサッカーをやっています、小学校で出会って、これヒアリングのときにも言いましたけれども、小学校で出会って、小学校に内緒で好きなやつだけ集まってチームを組んで、小学校の大会で優勝してしまったのです。私たちが校長室に出向いて、その賞状とカップを持って行って、これだけやったのだから、サッカー部をつくってくださいと直訴したことがあったのです。それでもやっぱり学校側は、いや、それでもすぐにはできませんということで、その後何年かした卒業後にできたらしいのですけれども。例えばそういうふうな人がいる

のであればの話ですけれども、現在そういう状況には至らないという判断でよろしいですか。それとも、いや、こういうのをやりたいのですと、例えば極端に言えば、今フィギュアとかアイススケートとかがすごくテレビでも放映されて人気なので、八戸まで出向いて行って、私はこういうクラブに入りたいのですけれども、毎日そのためのトレーニングで部活に入っている時間がないので、週末はそちらのほうに出向いて行って、そういうふうなプロのフィギュアスケート選手になりたいとかというような人とかも中にはいるのかどうかというのだけちょっとお聞かせください。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（室館幸一）

まず、質問にお答えする前に、先ほど民間のスポーツクラブということで、大事な陸上というのもありましたので、忘れておりましたので、加えさせていただきたいと思います。

あと、何か民間のスポーツクラブとの融合という点で規制されている部分はないのかということなのですけれども、今現在少子化という問題で中学生が非常に減っているということで、チーム編成が難しいという問題が1つあります。

2つ目が指導者です。子供たちはさまざまなスポーツに触れたいというのですけれども、そういう専門的な指導者がなかなかいないという、確保できない。この部分では、ぜひ連携を図っていききたい、図らなければいけないと考えております。

3つ目は、練習環境ということで、さまざまなフィギュアスケートだとかなんとかとありますけれども、このむつ市においてそういう練習ができる環境にあるのかどうかという問題。

そして、4つ目が費用ということです。その費用は、では誰が負担するのか、保護者が全面的に負担するのかというようなことがございまして、教育委員会として、特に規制ということではない

のですけれども、こういう問題について個々の実態、学校の実情に応じて協議しながら、運動部活動について編成しているという現状がございます。

過去に民間のスポーツクラブ等でそういうのがあれば行きたいという本人の願いがあれば行かせるのかということについては、それは学校の事情と保護者と本人を交えたうえで個別に協議しながら、運営上可能であれば、そちらのほうも可能になると考えております。

ちなみに、学習指導要領というのがございまして、その中には地域との連携ということについても触れられております。例えば地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の方々との協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等との各種団体との連携などの運営上の工夫を行うということがございますので、運営上の工夫について可能であれば、子供たちの希望に沿った活動ができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。フィギュアというのは例えだったので、一つの例だったのですけれども。今そのくらいまでたくさんテレビとかで見て、ああいうふうにも今回もオリンピックとかで見て、いろんな専門的な種目とかもございまして、私がイメージするのであれば、例えば今オリンピックに出た岸本選手がちょっと引退後にむつ市に帰ってきて、むつ市のために何かをしたいと思って、例えば400メートルハードルに特化した指導を小学校から教えていって、そういうクラブを立ち上げて、会費を募って、それを自分の生活費の糧としながらよりよい選手を育てていくというような、これは例えばの話ですけれ

ども、そういったよき指導者と先ほど言いましたけれども、指導者というのは確かに何かの免許を持っていなければいけないというのがあるのでしょうか、そういうふうな人が、先人の先輩方がやって、それで初めてむつ市にいる子供たちの成長というか、もっともっと飛躍的に伸びるといようなことも今後あり得なくもないと思うのです。どんどん、どんどんそういうのを活発化させていきたいというのもあるので、なかなかむつ市というのは、私もそうなのですが、きのうも先ほど答弁の中にあつた体育館の開放で思いっきりサッカーで汗を流してきましたが、やはり来ている子供たちはもう高校生から中学生まで、うまい子もいれば、すごく走る子もいたりとかと、そういう接点があつたので、できればそういったことのクラブ活動というのをもし大人の方々が起こして、子供も例えば会員として取り入れて、うちのチームで大人の指導をしながら、人が集まるようであれば、そういうふうな形で簡単に結構つくれても悪くないのではないかなというのをちょっと考えたりはするのですけれども。こういったお話を聞いて、どう思いますでしょうか。市長に聞けますか。だめですか。教育長、お願いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今議員がおっしゃったような形でのスポーツの振興といったようなことについては、先ほど部長や課長からお話がありましたように、部活動の数、中学生の人数が少なくなっていることからの部活動の数が少なくなっている、そして試合に出たくてもチームがつかれないといったようないろいろな困難な状況がある中で、そういったことの打開策の一つとしていろんなことを考えていく必要があるのではないかと。今議員のお話を聞きまして、参考にしていきたいというふうに思いました。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。実際クラブ活動でいえば、サッカーのほうが一番それが如実にすごくあらわれていまして、ヒアリングの段階でも言いましたけれども、もう高校のほうの部は、とある高校ととある高校が2つで1つにならなければチームをつくれないと。私が出た高校でもあるので、私たちのときはすごくたくさんいましたけれども、今とある民間の団体のサッカークラブがすごく強くて、皆さんそっちに行ってしまうというような。ただ、そうなればなつたで、私も含めてOBとして恥ずかしいので、やはりまた指導に行ったりとか、またそういうので社会と、子供が大人との接点をつかめるという部分もありますので、少子化だからそういうのができないというのはただの言いわけだと思いますので、またそれを、もっとではそこを強くしていこうというふうに、何だ、弱いのだつたらもっと強くしないとというふうに思って、大人の人たちがまた立ち上がってということもできますので、ぜひこれは進めていっていただきたいと思います。

もう一点、これはご質問なのですけれども、さっき体育館の開放で80団体、2万人でしたか、すごく利用率が高くてよろしい事業だと思うのですけれども、すばらしい事業だと思うのですけれども、これは時間的な制限は何か要望というか、来たことがございますでしょうか。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（杉山重行） 学校開放事業の時間的なものでございますけれども、一応私のほうでは9時までということで設定してございます。これは、教育委員会、各学校等との協議のうえ、おおよそその時間で終了というところで考えてございます。あとは延長とかそういうような要望という部分では承ってはご

ざいませぬ。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。市側のほうで承っていないということで、私ちょっとその件を承ったというか、今の時代、仕事も普通に5時、6時で帰れるような人とかなんて逆に少ないのですよね。昔の価値観からいえば、7時から9時の練習というのが当然だったかもしれないのですけれども、ぜひ8時から10時とかに持っていきたいのというも言っている方がいらっしゃったのです。それは、ある程度時間の中の制限を手前に出しておけば、それに応じて市側はそれを受理できるというのは可能なのでしょうか。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（杉山重行） 所管が教育委員会の施設ということになりますので、その辺のところのセキュリティーの関係もございまして、やはり一応限度は9時ごろではないかというふうに考えてございますけれども、もしそのような要望が多々あるようであれば、教育委員会のほうと学校と協議しながら検討していかなければならないのかなというふうな思いはございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） その時間、それこそが先ほど言ったクラブ活動にも結びつくのですけれども、そういったことと結びつけて、例えば練習場所がないというふうになれば困るので、そういうふうなものにまた持っていけるというような、そっちのほうもやるし、例えば時間が8時から10時までにしてほしいとかという要望にも、どうしても体育館競技というのは市民体育館とかもそうなので、どうしても行政側の事情で、その時間までというような形でしかないので、

これこそ本当に市民サービスはそんなに今の時代にそぐっているものかと言われれば、そぐっていないような気がするのです。それは、する人でなければわからないかもしれないですけども、例えばもう8時に集合してから10時までやる。今までは7時から9時でぎりぎり間に合って来る人とかおしくてくる人がいろんな人がいますので、そういうふうな人に対応できるような状況をつくるというのは大事だと思うのです。

セキュリティーの問題と言いましたけれども、私も鍵をかけたことがありますけれども、鍵をかけるだけと言えばおかしいですけども、それで何かピッピッピッと鳴って、警備のやつがかかるだけなのですけれども、そういうふうな手間を惜しむのではなくて、やはり使う人の、市民へのサービス性にもっともっと重きを置いたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 上路議員のお気持ちはわかりますけれども、やはり一つのルールの中でこれを運営していかなければ、今現在では19時から21時というふうな形で学校開放の体育館とかの利用を求めているわけなのですけれども。これを、では20時から22時まで、一方では、では夜9時から11時までやるとか、そういうふうなことがどんどん、どんどん噴出してくるわけでございますので、一定のある程度の一つの縛りの中でご利用いただくというふうな形にしていかなければ、本当にこれ收拾のつかない事態になるおそれがあると思います。ですから、市といたしましては施設管理の部分、ピッピッピッとやることも、これは大事なことでございます。セキュリティーの問題、これピッピッピッとやるのはセキュリティーでございまして、そういうふうなところもしっかりと管理をしながら、事故のないような範囲の中で夜7時から9時までという線で開放しているわけでござ

います。これ本当に縛りがなくなると、無制限の状態になってくるというふうなことになりますので、行政としてはある一定の約束事の中でご利用いただくというふうなことになると思います。

また、特別の団体等がもしその部分で、1時間遅くして1時間延ばしてくれというふうなことは、それぞれのまた個々の対応、こういうふうなことは考えられるわけですけども、そういうふうなことで一斉に例えば時間を延ばすとか、そういうふうなことはなかなか難しいということだと思います。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ありがとうございます。その個々の対応でよろしいので、何かそういうふうなのがありましたら、ぜひ受けていただきたいと思います。スポーツをやれば、やはり健康にもよいですし、そういうふうにつながりますので、ぜひともよろしくお願いします。

時間もないのでですけども、済みません、ちょっと言い忘れたことがあります。今、これ特定になってしまいますけれども、ボートとか市民の主催でレガッタとか、そういうふうなことが開催されていますので、例えばなのですけれども、そういうふうなのが自発的に行われていますので、そういうふうなものをもっとそういう人たちの団体とうまく共通してやっていければ、もっとすてきなことになると思いますので、そういうふうなことを含めて、この質問の最初の1番は終わりたいと思います。

指定管理者制度、先ほど4億8,500万円の経費削減につながったということで、こちらはまたちょっと時間的なサービスとかというのの分野もそうなのですけれども、値段等の使用料に関しての収益、これのバランスは今市側としてはどのような発想で、これで十分だと捉えているか、それとも、いや、まだまだもうちょっと収益アップをし

てもらわなければ困るというふうに考えているかをちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 収益というようなお話ですけれども、それぞれの施設で有料の場合の収益がどうかというようなことで受けとめさせていただきますと、黒字になっている部分という施設はほとんどございませんで、これは高齢者福祉施設いこいの里とか、それから介護老人保健施設やげんなどは、収益は上がっているものでございますけれども、ほとんどの部分では公の施設でございまして、なかなか黒字というようなことはない状況でございます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） なぜこういう質問をしたかといいますと、今回の改定に伴って、過去の資料とも見せてもらったのですけれども、指定管理料に対してのそういった利益率、高齢者福祉施設いこいの里とか、そういうふうな医療系も含めての話ではないので、使ってもらって収益をいただいて、それで足りない分は指定管理料で何とか賅っていくというふうな、発想はちょっとまた行政側と違うのかもしれないのですけれども、そういうふうな、なぜそれが変わらないのかなというのが不思議な点だったので、3年間通して。本来であれば、今これが終われば9年目に突入しますが、やった最初の契約料よりはもっともっと市側の負担は安くなっていっているという過程が欲しいところなのですけれども、こういうふうな観点はないでしょうか。もっと減らしたいとか、そういう観点はないでしょうか。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） この指定管理の導入については、ご指摘のように、ともかく市民サービスの向上、利用者利便性の向上というふうなことが第一義に上げられるわけでございます。片山元総務

大臣が指摘していたように、経費の節減と、余りそっちのほうに偏ってはいけないというふうなこともございますので、民間活力を活用した利用者利便性の向上と、こういうふうなところが第一義。さらには、なかなか結びつくことは難しいのですけれども、できれば雇用の増というふうなところ、雇用機会の増というふうなところが目指すところということになるわけでございます。

おっしゃっております経費の、いわゆる市がかかる経費が、使用料金が向上すれば減るのではないかというふうなことでございますけれども、公共施設というのは、いわゆる収益施設では本来ないわけです。そういう意味では、黒字になるということは、ほぼ考えられない、そういうところを目指しているわけではないということでございます。赤字になっている部分、この部分については市民の福祉の向上、利便性の向上と、そういうふうなことで還元されているという考え方です。そういうことで、そのバランスをどこでとるのかというところがこの指定管理者制度ということはどう利用するかということになるわけでございますけれども、そういうことでは、行政側としては一定の節減効果も生まれているということが1つございます。

それから、民間の活力、それから知恵、こういうふうなものを活用した格好で利便性も向上しているというふうなことがございますので、余りもうけと申しますか、使用料の増に偏ったような格好でいくというふうなのは、それは管理運営ですから、そちらのほうは当然知恵を絞って考えるわけですが、それによって必要以上に申しますか、言葉がちょっと適切ではないのかもしれませんが、余りそっちのほうに偏った運営というふうなことはどうかなというところでございます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番(上路徳昭) ありがとうございます。わかりました。市民へのサービス性が伴っているかという懸念がしていたのですけれども、そういう捉え方であるということで納得いたしました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(山本留義) これで、上路徳昭議員の質問を終わります。

午後2時45分まで暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長(山本留義) 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) むつ市議会第213回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしく願いをいたします。

質問の1点目、斎場の管理等の問題についてです。むつ市内の各斎場は、市直営とか外部への業務委託などがありますが、どのような管理となっているのでしょうか。直営である場合、斎場に勤務する労働者に対し労働基準法をきちんと守っているのでしょうか、お聞きをいたします。直営でない場合、業務委託料と、その算定基準、業務委託に当たっての契約内容をお聞きいたします。直営でない場合も、斎場に勤務する労働者は労働基準法は採用されるのでしょうか。労働基準法を守らない場合は、むつ市として守るよう指導するべきと思いますが、指導できる立場にあるの

かどうかお聞きをいたします。

質問の2点目、道路交通問題についてです。まず、本庁舎へのバスの増便等についてです。現在上り下り7本となっておりますが、市民から交通が不便、もっとふやしてほしいという要望が多くありました。バスにちょっとおけると、1時間以上待たなくてはなりません。もっとふやすべきと思いますが、お聞きをいたします。

民間のバス会社でこれ以上ふやせないのであれば、市独自か市の委託でミニバスを走らせる考えはないのでしょうか。民間バス時間の間にさらに5本くらいあれば、1時間以上待つことはなくなります。むつバスターミナルから本庁舎、本庁舎から大湊駅と、むつバスターミナルと本庁舎と大湊駅の3点を結ぶ路線のミニバスを運行すべきと思いますが、お聞きをいたします。

次に、横迎バイパスから太田橋への歩道設置についてであります。私は、むつ市議会第196回定例会で同じ質問をしました。その答弁は、県へ要望するとのことでしたが、その後どうなっているのかお聞きをいたします。歩道設置については、関係する町内会からも要望が上がっております。また、同路線は児童の通学路と指定をされております。大型トラックを初めとした交通量が多く、しかも通学路となっている国道に歩道が設置されていない危険な状況をむつ市はどのように思っているのでしょうか。ただちに歩道設置をするべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の3点目、子供の医療費、小学校卒業までの医療費無料化についてお聞きいたします。私は、むつ市議会第210回定例会で同じ質問をいたしました。無料化の拡充については、県と財政状況を見ながらとの答弁でした。小学校卒業まで拡大した場合、給付対象者が2,114人、4,373万5,000円程度の増額ということでありました。「こどもは地域のたからもの」との観点から見て、小学校卒

業までの無料化はぜひ実施するべきと思います
が、お聞きをいたします。

質問の4点目、福祉行政の生活保護の諸問題についてであります。戦前の日本には、生きる権利は保障されておりました。戦前の日本国民は、本当はただの人間であった天皇を神様扱いし、その天皇の手足だ、家来だという存在でした。戦後天皇主権の憲法から国民主権の先進的な憲法が制定され、憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書かれました。そして、生活保護法の目的は、第1条、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」とされました。受給者数は200万人を超えていた第2次世界大戦後の混乱期をピークに、高度経済成長に伴って次第に減少し、1995年には約88万人にまで減りました。しかし、その後は新自由主義経済のもとでの規制緩和などから増加に転じ、1999年には100万人を突破、2011年には半世紀ぶりに200万人を突破し、2012年3月には過去最多の210万8,096人を記録しました。一方、年間3万人以上の自殺者は、生活保護の網にすくわれることなく12年以上も続き、現在進行形であります。生活保護の条件をもっと緩和して、この自殺者3万人をすくう対策をとるのが国の役割であります。

生産力増加をもうけ中心でしか利用しないむき出しの資本主義社会につきまとうものは、貧困であります。10人でつくっていたものを5人でつくれるようになれば、5人は要らなくなり失業します。この連続が資本主義であり、失業であふれ、貧困であふれる社会となります。貧困に苦しみ死

んでいく人々を解決できない社会に未来はありません。社会保障制度、生活保護制度は人類が生み出した英知であります。

ここで貧困についての都留民子広島県立大学教授の見解をご紹介します。

今の日本で貧困問題を取り上げるとき、貧困といたらホームレスだとか派遣切りの労働者の問題、派遣切りでともすればもうあしたから住むところがないという、そういう極限的な状況で貧困を捉える傾向がありますけれど、それは違うんじゃないか。

貧困というのは、これはOECD（経済協力開発機構）が統計的にあらわしても、日本はアメリカに次ぐ貧困大国です。15.3%が貧困だ。政府も政権交代の後に、10月すぐ日本の貧困率を出しましたけど、15.7%でありました。これは、相対的な貧困とって、ちょうど所得を真ん中の世帯の所得の半分以下の世帯がどれだけのか、こういう貧困率で見ると、アメリカが断トツで17%、次が日本で15%というゆゆしき事態になっております。15.7%というのは、7人に1人が貧困ということであります。ホームレスということになりますと、日本は3万とも4万とも5万ともいろんなこと言われてますけれど、7人に1人が貧困なんでありませう。

生活保護といっても、たった160万世帯しか受けていない、実は生活保護の捕捉率、受けられる人たちがどれだけ受けていないのかということになりますと、受けている人が大体多くても受けられる人の中の2割だというのは、貧困がふえていることの全然証拠にならない。7人に1人の貧困をどうするかという問題になっている。

まず、貧困とは何か、貧困といったときに、かつては貧困というのは労働者階級の問題じゃないんだ、いわゆる生活保護を受けたり、弱者

の問題、高齢者の問題だとか、障害者の問題だとか、そういうことを言われてた。実は、貧困とはそうじゃない。貧困とは、どうなのかというのは、これは有名なイギリスのタウンゼントという人が言っている。勤労者階級が生み出した社会的な富が不平等に分配された結果、これが貧困なんだ。だから、私たちは、貧困というのは勤労者階級の生活のバロメーターだと見ている。

勤労者階級が生み出した社会的富が分配されるということで、1次的な分配はもちろん、賃金とか収入です。稼働収入と言われるものです。つまり第1次分配は、適正な賃金だとか、ここで第1次に分配されます。だから、資本主義は第1次分配のときで、必ず大きな不平等が出ます。

ところが、第1次分配のときで、ある程度不平等があっても、第2次分配、これが社会保障です。

だから、私たちは貧困率というのはホームレスがふえたとか、生活保護率が高くなったとか、高齢者の云々ではなくて、勤労者階級の生活のバロメーター。賃金、労働条件がどうなっているか。2番目、社会保障の状況がどうなっているかということなんです。

例えばイギリスなんかですと、フランスも研究していると、第1次分配のときじゃ、かなり不平等がある。

ところが、社会保障によって、再分配をしていきます。例えば医療は無料です。教育は無料です。幼稚園から大学まで無料です。そして、それプラス子ども手当があります、児童手当があります。だから、子供にはほとんどお金がかからない。つまり子育てが社会化されている。

それから、老後は年金があります。これも社

会化されております。再分配でやるわけであり

ます。それが私は日本でなぜ必要なのかというと、例えば自殺が3万人をもう12年間超している。こんな異常な事態はない。しかも、もう一つ異常なのは、家族で亡くなる時、それからお母さんが亡くなる時に子供を道連れにする。これは、日本の特殊な事例であります。

フランスは、親がなくても子は育つ、子供は社会のもの、子供は社会で育てるものだという事になっているわけであります。

OECDの主要諸国の貧困率と失業率というのを見てみます。ここで特徴的なのは、日本は断トツ失業率の低い国。世界中を見たときに、失業率が世界で一番低い日本。それから韓国も低い。それから、アメリカも高くない。ところが、この失業率を上回って貧困率が高い。

フランスとかヨーロッパは、失業しても貧困にならない。これは、第2次分配がしっかりしているからであります。社会保障です。フランスなんかは、失業者の失業保険というのは、1日働いたら1日の給付がもらえる、つまり1年間働いたら、1年間失業保険をもらえる。こういう原則がある。そして、だんだん改悪されて、50歳未満だったら最大3年、それから50歳以上だったら5年もらえる。これがフランスの失業保険です。だから、失業しても余り怖くない。

ところが、若い人たちはそれだけの職業歴がありませんから、イギリス、フランス、ドイツ、若い失業者はみんな生活保護をもらっております。だから、フランスなんか、生活保護をもらっているのは60%までが20代、30代なんです。高齢者なんか一人もいないというのがフランスの状況です。

高齢者は、なぜなのかって……

○議長（山本留義） 横垣議員、市政一般のことで

ありますので、発言には気をつけながら……

- 2番（横垣成年） 高齢者は、なぜなのかって、年金があるからです。最低年齢年金がありますから、3カ月年金拠出すればもらえる。3カ月でももらえるわけです。ですから、年金受給の人でお年寄りで生活保護をもらっているのは外国人の方だけです。イギリスもしかり、ドイツもしかり。

失業者をいかに保障するかというのが労働者階級にとっての物すごい大事なことです。失業中の労働者が生活に困窮して、どんな仕事でもつくようになる、労働の安売りをすると、労働条件を急速に下げることになるからであります。日本の場合は、非正規の労働者はヨーロッパの非正規と随分違う、均等待遇がない、同一労働、同一賃金がなされていない、いろんなことがあります。とにかく……

- 議長（山本留義） 市政一般の質問でありますので、逸脱していますので、発言に気をつけて。

- 2番（横垣成年） とにかくこれだけワーキングプアが四千数百万人の労働者のうちの4分の1が200万円未満、労働の安売りをしてしまっている。とにかく生活が困っているから、どんな労働にもついてしまう。

こういう背景を言わないと、今の生活保護の状況がわからないので、言っております。ヨーロッパの場合は、これがないからワーキングプアが広がらない、失業しているときにしっかりと保障している。こういうことを皆さんに知ってもらいたいと思います。

そして、失業保険の中に労働組合がかなり関与していますから、労働組合が失業者の権利を守るんです。失業者とにかく何でもいいから働けということになると、労働条件が全体的に下げられるから、体をもって失業者の生活保障をするわけです。そして、全体の労働条件を上

げていく、こういった対策の中で失業率はヨーロッパのほうが高くなっている。イギリスは、ほかのヨーロッパに比べれば自由主義の傾向が非常に強いですから、第1次分配のところでは不平等がかなり広がっている。ところが、イギリスも福祉国家で4世帯に1人が生活保護をもらっております。生活保護をもらうのが当たり前になっている。

日本の生活保護は、余りにも低過ぎます。失業者の生活を保障しない、これがワーキングプアを広げているという理由の大きな問題です。

- 議長（山本留義） 横垣議員、発言をとめますよ。

- 2番（横垣成年） 資本主義国では、失業というのは避けることのできない事態です。どんなことがあっても失業をなくした資本主義はありません。マルクスの言うように、相対的過剰人口で労働力の産業予備軍をどんどんつくっていく資本主義。だから、その産業予備軍の労働の安売りをしないような社会保障の制度ということは不可欠になるのであります。

子育てを社会化する、医療とか住宅とか交通とか教育とか、こういったものを社会化する。社会化するというのは社会保障でやれということです。これが何で大事なのか。1つは、賃金から開放するということでもあります。

賃金から開放するということはどういうことか。都留民子さん、会社のために生きていないということを強調しております。フランス、ドイツ、イギリスに比べると日本は戦後天皇主権から国民主権と憲法に明記されているにもかかわらず国民主権からどんどんかけ離れた社会に向かっていることがよくわかるというものであります。国民主権と書かれた憲法を変えようとする勢力と、それに迎合する政党が大勢を占めていることが大きな原因です。一貫して国民こそ主人公、国民主権を主張し続けている日本共産党を伸ばし

てこそ、フランス、ドイツ、イギリス並みの社会ができるものであります。

さて、日本は新自由主義経済のもと、規制緩和を進めどんどん社会保障制度を改悪し、セーフティーネットを壊し続け、安定した状態から転げ落ちる人々がかろうじて生きることができるということを可能にしているのが生活保護制度であります。生活保護者がふえているということは、それほどこの制度が国民に必要とされているということのあらわれであります。また、生活保護制度以外のセーフティーネットが壊されたということの証明でもあります。私は、生活保護制度のハードルを高くするのではなく、もっと生活保護制度のハードルを下げ、支給しやすくし、充実させながら生活保護制度以外のセーフティーネット、社会保障制度を充実させることこそが今求められていることであると思っております。

市長は、ふえている生活保護者についてどのように思っているのでしょうか。また、生活保護に関し国から今までと違う指導が来ているのであれば、その内容をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

斎場につきましては、担当部長からお答えいたします。

次に、道路交通問題についての1点目、本庁舎へのバスの増便等についてお答えいたします。横垣議員ご承知のとおり、本庁舎移転に伴う平成21年9月からのバスの本庁舎乗り入れにつきましては、移転当初の上下各4便から平成22年4月以降は夏期ダイヤで上下各7本、冬期ダイヤで上下各6便に増便され、おおむね1時間間隔で運行されております。市民から横垣議員に対して増便に

ついて要望があったとのことですが、JRバス東北株式会社大湊営業所へ確認したところ、これまで利用者からは増便の要望に係る声はなかったとのことであり、また市に対しても同様の意見、要望等については寄せられていないことから、現行の運行体制が著しく利便性を欠いている状況にはないと考えております。

また、乗降客数について市で調査したところでは、1便平均1人未満であり、利用者のごくわずかであることから、逆に減便等の措置に至るのではと危惧される場所であり、現行の便数の維持確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在新築工事中でありますむつ警察署は、来年度の業務開始から運転免許証の即日交付が行われる予定でありますことから、バス利用者の増加が見込まれる場所であり、来年度以降の利用動向を見きわめながら適切なダイヤのあり方について関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、横迎バイパスから太田橋への歩道設置についてのご質問にお答えいたします。横迎バイパスから太田橋までの区間は、青森県が管理いたします国道338号となっておりますことから、むつ市議会第196回定例会においてのご質問にお答えしましたとおり、青森県に対し、整備要望いたしているところではありますが、いまだ実現していない状況にあります。市といたしましても、横垣議員ご指摘のとおり、この路線が児童の通学路でありながら、大型車などの交通量も多く危険な状況であると認識しておりますことから、引き続き青森県に対し、整備について要望してまいりたいと考えておりますが、下北地域県民局地域整備部にお伺いしましたところ、事業実施には道路拡幅に必要な用地買収や建物の移転補償など地元住民の協力が不可欠でありますことから、あわせて今後要望が出されました町内会などと整備実現に向け

協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第3点目、子供の医療費についてであります。お尋ねの小学校卒業までの無料化についてお答えいたします。

むつ市議会第210回定例会でもお答えいたしました。市では青森県乳幼児はつらつ育成実施要領に基づき乳幼児医療費給付事業を実施、これまでも数度にわたる対象年齢や給付内容の拡充を経て、平成23年4月からは医療機関の窓口での医療費の支払いが不要となる現物給付方式に変更、さらには4歳児から就学前の6歳児までにご負担いただいていた自己負担も撤廃し、本事業の充実を図ってきたところであります。しかしながら、一方では現物支給方式に転じたことにより、平成23年度の乳幼児医療費の決算額が対前年度比で1,641万円余の増額となるなど明らかに市の財政負担がふえた事実もあり、今後給付対象者を小学生や中学生まで拡充するにはさらなる負担が伴うこととなります。したがって、乳幼児医療費制度の拡充については、県の動向はもとより、財政状況等を勘案しながら今後とも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、福祉行政についてあります。お尋ねの生活保護の諸問題についてお答えいたします。横垣議員のお尋ねの趣旨は、昭和25年に施行された生活保護法の根幹にかかわるご提言と承りました。生活保護制度については、公費負担と保険料負担でもって賄われる介護保険料や国民健康保険制度といった、いわば共助の精神に基づいたものではなく、ほぼ100%近く公助で負担している制度であると認識しております。そういう意味合いにおいては、まさに最後のセーフティーネットであり、さまざまな要因によって生活の困窮した方々が受けるべき制度的価値につ

いては横垣議員同様、私も否定するものではありません。しかしながら、生活保護法はもとより社会保障制度全般が運用されている背景には、誰かの給付は誰かの負担にほかならないという厳然たる事実が存在していることも忘れてはならないものと認識しております。したがって、生活保護制度のハードルを下げる、あるいは支給しやすいシステムにするといった議論は、財政負担の伴う、言い換えれば市民の負担がふえることにつながりかねず、相互扶助によって支えられる財源論を抜きにして、こうした議論を軽々に論ずるべきではないものと考えております。

生活保護法の目的が明記されている生活保護法第1条においては、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあります。つまりここでは保護の必要性を明記する一方、自立を助長することを目的とすると明確化しております。また、第4条においては、あらゆる資産活用と民法に基づく扶養義務者の扶養の優先など、いわゆる保護の補足性を明記しております。したがって、真に生活に困窮した方々がこうした保護の原則を踏まえたうえで生活保護を受給し、そのことによって被生活保護者がふえることについてはいささかも異論を挟むものではありません。当然ながら、自立に向けた就労支援やインセンティブの強化はもとより、生活保護の受給を余儀なくされる要因の一つでもある雇用の場が確保できる地域づくりにも意を用いてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、生活保護行政についてはセーフティーネットであることを意識しつつ、適正な保護に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 横垣議員の斎場についてのご質問にお答えいたします。

まず、各斎場の管理運営体制でございますが、むつ市斎場につきましては、臨時職員1名を施設の総括管理者として市が直接配置しておりますほか、火葬業務や維持管理業務にはシルバー人材センターとの委託契約に基づく人員の配置により管理運営を行っております。そのほか川内、大畑、脇野沢の各斎場につきましては、シルバー人材センターとの委託契約に基づく管理運営を行っております。

次に、労働基準法の遵守についてでございますが、むつ市斎場の臨時職員は、雇用主はむつ市でありますことから、労働基準法を初め地方公務員法など関係法令を遵守し、適正に雇用してまいります。

委託料算定基準、そして契約内容についてでございますが、平成24年度の各斎場の委託料は、むつ市斎場が286万6,500円、川内斎場が399万円、大畑斎場が294万円、脇野沢斎場が237万3,000円となっており、その算定方法は、過去の火葬件数から必要出勤日数を算出し、それをもとに必要経費等を算定してまいります。

契約につきましては、火葬業務、斎場の維持管理業務等となっております。

また、委託先へ労働基準法の遵守を指導できる立場にあるかのご質問でございますが、シルバー人材センターは自治体、企業、市民からの業務依頼に対し、会員登録している高齢者の能力、技術を活用して依頼された業務を遂行するものでございまして、当該委託契約におけるシルバー人材センターと会員登録している高齢者の関係は、労働基準法に定める雇用契約ではなく請負または委任という形式となりますことから、原則的には労働基準法は適用外となるものと思われま

しかしながら、市といたしましては、斎場の利用を初め市が提供する公共サービスは市民生活の基盤となるものと認識しておりますことから、施設の円滑な運営を行ううえでも、平成21年7月に施行されました公共サービス基本法の理念にのっとり、シルバー人材センターに対しましては、業務に従事する者の労働条件の確保等について理解を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 市長答弁に補足いたします。

現段階では生活保護制度にかかわる変更についての通達等は一切入っておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 横垣議員、さきの議会運営委員会においても確認されましたけれども、一般質問については市政全般についてであります。ただいまの横垣議員の発言は、それを逸脱していますので、発言に注意しながら発言してください。2番。

○2番（横垣成年） まず第1点目、斎場の問題であります。公共サービス基本法に基づいて理解を求めるといいますので、ぜひそういう立場で今後とも斎場の管理をしていってほしいというふうに要望しておきます。

質問の2点目ですが、道路交通問題についてですが、バスの増便、要望がないということですが、私のところには結構来ているという、これはやっぱりかなり市の行政と運営する会社と市民とのギャップがあるなというふうに思いますので、私のほうからは、そういう要望は市のほうにきちんと声を届けるというふうな形でこれからも取り組んでいって、それでもなかなか要望がないのであれば、それなりの、それこそ現状を維持するというふうな形でぜひやってほしいなとい

うので、これも要望をしておきたいと思います。

同じ道路交通問題についてですが、横迎バイパスから太田橋への歩道設置。これは、本当に大型トラックが頻繁に通る道路で、私もそこを通勤のとき通る道路なのですが、大型トラックと小さいかばんをしょった小学生の、その光景がしょっちゅうあるのです。それこそ大型トラックのタイヤの半分しかないような背丈の子供さんが、その脇をすれすれに通学している、または学校から帰っているという姿を見ると、本当に何か写真を撮って絵になるというか、そういう何かこんな光景をいつまで見ているのだろうなというふうに思うぐらい本当にはらはらする、そういう道路になっております。ぜひこのところを市として認識してもらいたいと思います。もし何かが、不幸なことがあれば、やっぱりこれは整備をしていない国、県、その下の市のほうにもそれなりに責任があるのかなというふうに思いますし、ほとんどもうあそこはむつ市の中心になっていて、中心で交通が激しいところに歩道がない、しかも通学路になっているというのは、本当に早期に解決しなくてはいけないやっぱり市として、行政としての役割ではないかなというふうに思いますので、そのところ、もう一度市長の考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この路線は、児童の通学路でありながら、大型車などの交通量も多く危険な状況であると認識しておりますことから、引き続き青森県に対し、整備について要望してまいりたいと、このように存じ上げます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ぜひ強く要望をしていただきたいと思います。

質問の3点目ですが、子供の医療費、小学校卒業までの医療費無料化についてですが、小学校就

学前までで平成23年度は1,641万円ぐらいふえた。逆にこれはそれほどお母さん、お父さん方の負担が解消されたということで、これは本当にすばらしいやり方だと。本当に市の行政には大変感謝をしているところでございます。そういう意味では、本当に若いお父さん、お母さん方が喜んでいてるわけです。こういう施策はもっともっとしてほしいなど。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、具体的な数字を聞きたいのですが、小学校卒業まで拡大した場合、私が壇上で言いましたけれども、大体4,300万円ぐらいふえると、外来と入院を分けると。それをちょっともう少し詳しく聞きたいのですが、外来は幾らぐらいふえて、入院だったら幾らぐらいふえるのか、そのところを数字でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 横垣議員の小学校卒業まで拡大した場合、外来と入院を分けるとそれぞれの程度の増額となるのかとの質問かと思えます。医療費の金額につきましては、不確定要素が強いことから、その把握が非常に困難であり、あくまでも概算値であることをご承知願います。

まず、小学校卒業までとした場合であります。外来の医療費が3,756万7,000円、入院が304万9,000円で、小学校卒業までの合計ということになりますと、4,061万6,000円ぐらい増加するものと推測しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 市長も今お聞きになったと思えます。

入院だけ例えば先行して無料化を進めるというやり方も考えられるわけです。市長、ちょっと市長にお聞きしたいのですが、入院だけですと304万9,000円ぐらいということですから、この金額だ

ったら不可能ではないと思うのですが、市長のお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

基本的には、市の財政全体のやはり財政状況というのがありますので、その中の優先順位というものもございまして、確かに300万円ぐらいではないかと簡単におっしゃいますけれども、実はその部分は簡単ではない部分でございまして、その辺は当然県の動向とか他市の事例等を参酌しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 304万円です、市長。私再三言っておりますが、北の防人事業に13億9,000万円投入するという金額に比べると、本当に少ない。やっぱり優先順位で実施できないというふうな答弁でありましたが、やはりその優先順位が少し間違っているのではないかなということ指摘して、ぜひとも入院だけでもまず無料にしてほしいということをお願いしておきたいのと同時に、全国でどんどん広がっております医療費の無料化。これ2011年4月現在で、入院では中学校卒業までの無料化が半分、全自治体の51.6%、入院では無料、中学校まで無料にしている。小学校卒業までだと20.8%。これ2つ合わせると、もう72.4%の自治体が無料化しているという、全国的なこれは流れになっています。私先ほど壇上で言いましたけれども、ドイツ、フランス、イギリスなんかはもうこういう医療費は無料化、これ当たり前ということになって、日本も先進国と言われておりますけれども、少しずつそういう形で進んでいるということで、ぜひむつ市も先進国の一員としてそういう流れに乗りおけないようにしてもらいたいなというふうに要望しておきたいとします。

それでは、最後の生活保護の諸問題であります。まず数字でお聞きしたいのですが、むつ市について、この生活保護の状況をちょっと教えていただきたいです。ほとんどが高齢者世帯だと思いますが、その生活保護世帯の年齢構成といいますが、あるデータでよろしいので、その構成と、あとその生活保護になった大まかな原因というのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 横垣議員の再質問にお答えします。

生活保護の場合は、年齢の区分の前に世帯類型というものがございまして、参考までにそれについてもお答えします。

平成23年度の世帯類型であります。65歳以上の高齢者世帯は598世帯、率にして47.4%、障害者世帯については129世帯、率にして10.2%、傷病者世帯は326世帯、率にして25.8%、母子世帯は83世帯、率にして6.6%、その他の世帯は126世帯、率にして10.0%となっております。また、議員お尋ねの年齢構成別についてであります。これは厚生労働省が定めております稼働年齢層、いわゆる16歳から64歳までの方は716名、65歳以上の方は754名となっております。なお、稼働年齢層の人数には、高等学校就学者、長期入院者、施設入所者、障害等がある方や傷病者も含まれておりますので、実際に就労阻害要因がない方は約150人ほどとなっております。

また、平成23年度の生活保護の開始件数、要するに生活保護に至った理由ということでございまして、開始件数は117世帯あり、その主な理由は預貯金等の資産の減少、さらには世帯主や世帯員の傷病によるもの、収入の減少や失業などが上げられます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 先ほど私壇上で紹介したのですが、フランスとかイギリスなんかは高齢者は一人もいない。ところが、日本の場合の生活保護の実態は、半分の47.4%が高齢者。ということは、それほど年金の制度というのが貧弱な状態からこういう形になっているということが、もうそれこそ先進国の一つとしてフランス、ドイツ、イギリスと全く違うところがここだと思います。

壇上でも言いましたけれども、向こうのほうの生活保護者はほとんど20代、30代、これがもう根本的に違うのです。それほど日本の社会というのは失業保険が全然だめ、年金がだめ、こういう状況がこういうふうな高齢者がもう半分占めるという状況になっていると。これは、やっぱり市長としては当然認識していらっしゃるかと思うのです。ですから、この生活保護の問題というのは、ただ単に制度云々というのではなくて、それ以外の社会保障制度というのともあわせて考えていかなければいけないことから、私はヨーロッパのいろんな事例を知ってもらいたいがためにちょっと長くなりましたが、皆さんに紹介したのであります。

そこでお聞きしたいのですが、今マスコミで芸能人の方が、所得があるにもかかわらず、そのお母さんが生活保護を受給していたと、こういう問題をかなりクローズアップしておりましたが、市長はこの問題についてどのようにお考えでありますでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員にお答えいたします。

芸能人に関するその部分については、詳細は私知り得ておりません。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 当然これと同じ状況はむつ市政にはないとは思いますが、ご存じないというこ

とでありますが、結局収入がお子さんにあつて、お母さんが生活保護を受給していたと、だからこれが問題なのだというのがマスコミがバッシングしていることではあります、これはちょっと事務方のほうにもお聞きしたいのですが、これは本当に問題なのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） いわゆる扶養義務についてのお尋ねかと思っておりますけれども、あくまでも扶養義務ということにつきましては、保護の補足性を前提にした他方他施策の中の一つということで、決して保護の要否を決めるものではなく、そういう意味では強制力が伴うものではございません。しかしながら、法的な強制力はないものの、福祉事務所の立場としては当然ながら保護の補足性という大前提に基づきまして、扶養義務者に対して支援のお願いはしなければならないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ですから、今の説明にありましたように、要件ではないということを確認させていただきました。そういう意味では、このたびのマスコミがこのようにバッシングするというのは、本当に人権にかかわる問題だということで、この生活保護運動している方々は、かなりマスコミの扱い方を逆に問題だというふうに思っていて、この芸能人の方は全く謝罪する必要なんかないというふうな声明まで出しているという現状を市長は知ってもらって、むつ市政では絶対こういうことがあってはならないというふうな立場でぜひ行政を運営してほしいなというふうに思います。

それと、市長の答弁の中では、微妙な表現がいろいろあったのですが、適正にこの保護制度を運

用していかなければならない、保護生活者がふえれば負担する方もふえると、こういう言い方をいたしました。私は壇上でも紹介いたしました。日本はこの生活保護を受けている方が大変少ない、本来受けなければいけない方の2割しか捕捉していない。市長、例えば保護率は日本は1.57%です。ドイツは9.7%、人口比です。アメリカは13.05%、それに対して日本はたった1.57%の人しか生活保護を受給していない。こういう立場でやっぱり市長は見てもらいたいなというふうに思うのです。しかも、この捕捉率、先ほど言ったように、本来受けなければいけない方が日本では2割しか、実際18%ですか、しか受けられていない。8割の方はだめだよと断られているということです。フランス、ドイツなんかはもう7割近くほとんど捕捉している。アメリカでさえも59.1%捕捉している。こういう現状です。やっぱりこういう立場で、ドイツ、フランス、イギリスは別にふえるから負担だというふうな立場でなくて、これは必要だから、もう社会的な出費としても公認されているわけです。

先ほどの市長の答弁ですと、生活保護者がふえれば負担がふえる、こういうことを言っておりますが、やっぱりこういう方をすくっていくのが税金の制度なのです。やっぱりそういう立場で私はもし市長がむつ市政をやらないのであれば、断っていくのが当たり前だと、生活保護を切るのは当たり前だというふうな形での行政がやられてしまったら困るのです。やはり必要な方にはきちんと保護を受けさせてやるという立場から、この捕捉率、保護率、保護率は1.57%しかない、捕捉率が18%しかない、この現状をどう思いますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長、答弁できるの、国会のことを。市長。

○市長（宮下順一郎） ひとえにこれは国政の問題

だと思います。そういうふうにお話をすると、いつも言われるように、海外での、国外でのその保護率等を承知しない市長、そういうふうなものに対しての批判で、捨てぜりふで終わりますので、あえてお話をさせていただきますけれども、国政の問題で、非常に国際的な問題、海外でフランス、ドイツ、イギリス、さまざまなお話がございましたけれども、私はその部分については、詳しく承知しておりません。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 承知していないと。私は、ぜひこういう現状を知ってもらって、国に声を上げてもらいたいのです、市長としては。多分むつ市にもいっぱい窓口で相談に来ている方がおられましょう。やはりこういう方が多いので、国としてはこれ以上改悪してほしくない、こういう立場でいろんな機会でも市長としては発言してもらいたいのです。もしこういう現状を知らないと、当然そういう発言できないです。

今流れとして、こういうマスコミが下手に騒いだおかげで、自民党は給付水準の10%引き下げを今提案している、民主党も給付の適正化として保護基準の切り下げ、改悪を今検討しているということなのです。今までそれこそ2004年4月には老齢加算が削減されてきた、2005年4月には母子加算が削減されてきた、そして今こういう動きになっている。世界では、こういうことをやっている先進国は日本だけ。世界は、逆に給付をふやしていくという方向になっている。ですから、日本というのは本当に厳しい社会に向かっているなと思います。

そこで、むつ市のトップとしてやはりそういう流れをとめる先頭に立ってほしいなど、国のほうにそういうことをしないでほしいという立場であらゆる機関で要望をしていく考えはないものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 日本共産党、横垣議員が一生懸命国政の中で発言をお願いしたいと、こういうふうに思います。私も機会があるごとには、この部分はよく勉強し、国際的な部分、今イギリス、フランス、ドイツ、そういうふうな部分、逆にそういうふうな形で国外からどんどん、どんどん外国の方が流れてきて、非常に大きな経済問題にもなっていると、国民問題、民族問題にもなっている、宗教問題にもなっている、そして消費税もかなり高いと、そういうふうなこともあるわけですので、一面的な捉え方だけではなかなかこういうふうな問題は解決しないものと、このように思います。

芸能人の話ありましたけれども、私はその部分、詳細についてははっきり申し上げて関心がありません。申しわけございません。それは、その部分での事象というふうなものがそれぞれの公的機関の中で判断されるものであって、これが芸能人が絡んでいるからどうだとか意見を求められたわけですが、その場面がワイドショーなんかでよく出ますけれども、すぐ私チャンネルをかえてしまいます。そういうふうな状況でございますので、この部分でご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 時間がないので、最後に、生活保護自立支援プログラムというのを今全国自治体で作成していると思いますが、むつ市もこういうのを作成して実施しているかと思うのですが、時間がないので、簡単でもよろしいので、どういう状況でやっているかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 就労支援に向けた自立支援プログラムの実施状況についてであります

が、当市におきましては、自立助長に資するための就労支援を図っていくために、昨年9月より生活保護受給者就労支援員を新規に配置しております。具体的な支援内容につきましては、稼働年齢層にあり、就労阻害要因のない被保護者に対しまして、求職活動に関する助言及び指導、就職に関する希望及びニーズの把握、職業安定所、いわゆるハローワークの活用に関する助言及び指導、そのほかに履歴書の書き方や面接指導等も組み入れております。ちなみに、実績としては4名が就労に結びついております。今後も世帯の自立助長に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ぜひそういう立場でも保護行政を行っていただきたいと思います。

最後であります、やはり今この行政に求められているのは過去最高の貧困の拡大に対して雇用を立て直し、雇用保険を初めとする社会保険の充実、第2のセーフティーネットなど、生活保護に至る前の社会保障制度を拡充して生活保護制度への負担を軽減することである、またそれらの社会保障制度から漏れる市民を生活保護制度の迅速な活用によって漏れなく救済することが今求められていると、こういう提言を生活保護問題対策全国会議、弁護士の小久保さんという方がまとめてこういう見解を出しております。ぜひこういう立場でむつ市行政も行っていただきたいことを要望して一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月15日から17日までは休日のため休会とし、9月18日は東健而議員、村中徹也議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時45分 散会